

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ ４ ） （ 28. 3 定 ）			
日 時	平成 2 8 年 9 月 2 6 日 （ 月 ）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 4 6 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	千葉委員長、中村（誠吾）副委員長、秋元・安斎・高野・ 中村（吉宏）・林下・川畑・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、産業港湾部参事、消防長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ち、一言申し上げます。

9月23日に開催される予定であった当委員会は、市長部局と提出資料をめぐって意見の相違がございました。また、答弁の矛盾についての指摘もあり、それぞれの調整に時間を要したところであります。そのため、本日まで委員会の開催が延期となっておりますので、御了承ください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。斉藤委員が秋元委員に、鈴木委員が中村吉宏委員に、酒井隆行委員が山田委員に、面野委員が林下委員に、新谷委員が川畑委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から発言の申し出がありますので、これを許します。

○（産業港湾）港湾室長

答弁の訂正につきまして、2点お願いしたいと思います。

まず、9月20日開催の予算特別委員会で、中村吉宏議員から「この新しい事業者は、私は、観光船事業と言っていましたけれども、では主たる目的は食堂や物販を目的とする企業ということでよろしかったのですか」との御質問に対し、私、港湾室長が「もともと観光船を利用して観光船事業を行いたいということでのお話でございましたが、陸上での事業といたしましては、あくまでも飲食店ということで捉えさせていただきまして、それで分区条例のこの別表にあります第12号に該当するという判断に至った次第です」と答弁いたしました。この表現では、観光船事業は過去形で、飲食店に転換したと誤解されるような答弁でしたが、観光船事業は現在も継続しております。このため、「観光船を利用して観光船事業を行いたいという話でありますので、観光船事業という認識ではおりますが、陸上での事業としてはあくまでも飲食店と捉えさせていただき、分区条例別表第3第12号に該当するものと判断した次第であります」と答弁を修正していただきたく、また、おわび申し上げる次第でございます。

2点目といたしまして、9月21日開催の予算特別委員会で、安斎委員から「護岸は背後地を守るための施設であり、船舶は係留できませんといっていますけれども、これについてどのように説明しますか」との御質問に対し、港湾室管理課長が「例として運河ですとか、そういうところの護岸も係留施設として使っていますので、高島についても問題ないものと考えています」と答弁いたしました。小樽運河は、海側が護岸で、山側には護岸のほかに物揚げ場がありますが、この答弁では説明が不足しており、運河が全て護岸であるような誤解を与えかねないものであります。そのため、改めて説明を加え、答弁させていただきます。御質問に対しましては、「護岸は係留施設ではありませんが、船舶の長さや喫水などと護岸の延長や前面の水深など、一定の要件を満たせば、管理者の判断で使用が可能となるものです」と答弁を修正し、おわび申し上げます。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、民進党、自民党、公明党、新風小樽の順といたします。

共産党。

○高野委員

◎性的な多様性の保障について

私からは、先日に引き続き、性的な多様性の保障について質問させていただきます。

小樽市として、性的指向・性自認についての相談窓口はあるのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

相談窓口ということですが、市として性的マイノリティーの相談窓口はこちらというように周知している窓口はありません。

男女共同参画課で設置している女性相談室では、よろず相談を受け付けておりますので、相談者のお話を聞いて必要に応じて、例えば体のことや心の健康について専門的な知識が必要な内容であれば保健所というように、関係機関につなぐという対応をしております。

○（保健所）健康増進課長

今お話ありましたけれども、保健所といたしましても、相談がありましたら保健師などの専門職が対応することが可能というふうに考えております。必要があれば、適切な機関につなぐといった対応も考えていきたいと思っております。

○高野委員

では、過去に、このような性的マイノリティーなどに関しての問い合わせは、過去に何件とかあったのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

まず、保健所の状況をお話しさせていただきますけれども、保健所におきましては、これまで性的マイノリティーに関する相談を受けたことはございません。

○（生活環境）男女共同参画課長

男女共同参画課の相談室では、そういった相談はこちらでもありませんでしたが、先週21日の委員会での質疑の中でパートナーシップ制度を求める内容のメールが3件あったと申し上げましたが、そのメールは内容的に相談というものではありませんでしたが、性的マイノリティーについて理解と改善を求める御意見として受け付けたものがございました。

○高野委員

今までなかったということなので、そのセクシュアルマイノリティーの親を持つ子供としての経験を語る会ですか、当事者、悩みを話し合う会というものはないのかなと思うのですけれども、今後つくる予定とか、そういうことは考えているのか、どうでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

市としては、そういった会は今のところございません。

また、市民団体等においても、そういったところがあるかどうかというところは把握しておりません。

しかしながら、まずは相談できる場所があるということを周知してまいりたいと思っております。

○高野委員

先日のごときでも、日本の人口の5%以上がそういう方がいるということで、約630万人はこのような悩みを抱えている人が生きているということになりますから、やはり性的マイノリティーの方々が相談しやすいように、なかなか自治体直接に相談というふうにならない可能性もあると思うのです。なので、そういう相談窓口をつくるに当たっても、電話での相談窓口をつくるということもぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、そこはどうでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

性的マイノリティーについては、よろず相談ということで、女性相談室ということで、女性とついているのですが、性に関する悩みについては男女共同参画課というふうに周知をしていけばいいかなと思っております。

○高野委員

ぜひ相談内容に応じて相談窓口がわかりやすいように、ホームページでも、リーフレットや公告の仕方なども

ひ工夫して検討していただきたいと思います。

◎ＬＧＢＴの子供への対応について

次に、教育に関して、子供の差別をどうしていくかということで質問させていただきたいと思います。

ＬＧＢＴの子供のうち、自殺を考えた割合は、そうでない子供に比べて 6 倍はあるという調査結果があるくらい、まさに命の問題になっています。

2015 年、昨年、性的指向等を理由とする困難リストでは、「同性愛者であることを明らかにして学校生活を送っていたところ、一部の同級生に学級会の議題にされて、クラス全員の前で『話し方がオカマっぽくて嫌』など批判を受け、教員からも『本人は治そうと頑張っているのだから応援しよう』と逆に人格を否定することを言われた」、また、保護者に関しては「一時的な気の迷いだから精神科へ受診をしなさいと強制的に入院」「親にばれて軟禁された後、勝手に転校させられた」などが挙がっています。

2015 年 4 月には文部科学省が性的少数者の配慮を求める初めての通知を全国小・中学校、高校へ配付されておりますが、本市の小・中学校の児童に対しての配慮や教職員の理解を求める対策はされているのでしょうか。

○（学校）学校教育支援室成田主幹

本市の小・中学校における対応についてということでお答えいたしますが、平成 27 年 1 月 13 日付通知により、教職員向け資料「性同一性障害の理解のために」を各校へ配付し、この資料を活用し性同一性障害に対する教職員の理解の促進を図るよう指導しており、全ての学校において、この資料をもとに校内研修や職員会議において研修を行っております。

なお、現在、性的マイノリティーに特化した児童・生徒への指導は行われていませんが、性とどう向き合うかをテーマとした学習が行われており、一人一人の体と心が違うこと、多様な考え方、感じ方があることを理解することでお互いを尊重した関係を築くことの大切さについて指導しているところでございます。

○高野委員

平成 27 年の小・中・高において、特別な配慮をしている学校が約 6 割、配慮している項目では、全体的に一番多いのがトイレで、次に更衣室、服装、宿泊研修等が挙がっています。トイレは、職員トイレ、また、多目的トイレの使用を認めたり、更衣室は保健室の利用を認める、服装では戸籍上男性の生徒もスカートでの登校を認めるなどしていますが、本市では、戸籍上女性に対してのズボンを認めるなど制服の配慮とか、そういうものはしているのかどうか。どうでしょうか。

○（学校）学校教育支援室成田主幹

平成 26 年度に、そういう生徒がいるかどうかという調査をしたところなのですが、実際そういう方は今のところいらっしゃらないということでして、それに対して特別な配慮をしているという部分は現在のところございませんが、そういう児童・生徒がいらっしゃる場合は、それに応じた適切な対応をしてまいりたいと考えております。

○高野委員

なかなか自分で言うというのはすごく勇気が要ることですし、実際にカミングアウトの平均でも 23 歳というのが出ていますので、それだけやはりなかなか言えないということがあらわれています。

それで、やはり性的マイノリティーに関係なく、制服はスカートでなければいけないとかということ自体、私は少し疑問といいますか、そういうところ是对応して、配慮が必要なかなと思うのですよ。例えば冬期間、小樽でもすごく寒い日もありますが、スカートの中に寒いからといってズボンのジャージをはいたらだらしないと教員に注意をされてしまいますけれども、逆に女性であってもスカートをはきたくないとか、または足に傷があつてスカートをはけないとか、いろいろな場合がありますので、スカートだけではなくて、例えば女性に対してもズボンを認めるとか、やはり性的マイノリティー関係なく、そういう制服に関しても、今後、配慮が必要だと思いますが、

そこら辺はいかがでしょうか。

○（学校）学校教育支援室長

現在におかれましても、中学校においては、制服を例えばジャージ登校だとか、またはスカートではない登校というような、柔軟に対応している学校も多くなってきてございます。

大切なことは、やはり子供たち一人一人に応じて、また、その声をしっかりと聞いて、その子の身になってどう対応するかということが大切であろうと思いますので、今後とも、そういう事例がありましたら、各学校でやはり親身に対応していくように指導してまいりたいというふうに思っております。

○高野委員

制服に限らず、やはり差別というところは、知らないということが一番の大きな原因になると思います。やはりそれを知っているか知らないかでその人の反応は全く変わることになり、そのあたりに教育の効果があると思います。学校には、親がいないですとか、病気ですとか、いろいろな事情を抱えた子がおりますので、やはりみんな同じ顔で同じ嗜好だったら、それこそホラーですよ。平等で、みんな個性を発揮する時期ということをしかり教える必要があると思います。

学校においては、日ごろから相談しやすい環境を整えていく必要があると思いますので、実際に学校関係者には、性的マイノリティーに関して当事者を招いて理解を深めることや、個人を尊重するようなやはり教育の取り組みが必要だと考えますが、その点はいかがでしょう。

○（学校）学校教育支援室長

委員がおっしゃいますとおり、まず、学校においては、いかなる理由があってもいじめや差別を許さない適切な生徒指導とか人権教育等をしかりと推進することが、そのような悩みや不安を抱える児童・生徒に対する支援の土台であろうというふうに考えてございます。

それから、やはりこういうものについての知識というものが子供たち、または教職員にもしっかりと浸透していかなければいけないというふうに思っております。

情報によりますと、来年度使用の高校の家庭科の教科書で、性的マイノリティーに関する記載がなされるというようなことも言われておりますので、今後、学習指導要領や、それから教科書の改訂に伴って子供たちの発達段階においてどのような指導をすればいいのかということについてもしっかりと研究しつつ、今後とも適切に指導してまいりたいというふうに思っております。

○高野委員

では、最後に市長にお伺いします。

大阪市淀川区では、L G B T研修を含め、当事者の方に講師をしてもらい、区長を含め受講教職員のネームのところに職員みずからアライであることを示すレインボー表示や、ふるさと納税の事業項目にL G B Tの支援事業を設けることも行っていますし、兵庫県宝塚市でも、子供にかかわる学校、幼稚園、保育所などを対象にリーフレット、ポスターなど、啓発活動から研修、また、企業や医療関係にも働きかけて、今後は公営住宅の入所申し込みの応募の検討までしています。民間の会社では、約7万人を対象にしたアンケートの結果では、約20人に1人は何らかのL G B Tと言われている方がいるという結果でございました。この結果は、小樽市の現在の人口で考えた場合、約6,000人はいるということです。実際に、世田谷区のパートナーシップにサインをしている方は、月に換算しますと4組から5組はいるということもあります。

このように活発的にしている自治体は、やはりトップである市長だったり区長だったり積極的に取り組んでいるところがありますので、やはり市長に対しても、実際に庁内の職員も大変な思いをされながら働いている方もいるかもしれませんし、この事業にもぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますのですが、その点いかがでしょうか。

○市長

性的マイノリティーに関しての要望というか、市としてよりしっかりと対応できるようにという御指摘かというふうに思っているところでございます。

今、先ほどお話の出た世田谷区であったりとか、渋谷区などで、それに伴う制度を改正し、つくっていくという流れは私自身も耳にしているところでございますし、また、先ほど来お話の出ている性的マイノリティーという言葉がしっかりと認知をされてきているという時代の変化もあるというふうに思っているところでございます。そのような時代変化、さらには本日の御指摘も含めて、市として、先ほど男女共同参画課からお話ありましたけれども、メール等におけるそういう要請、要望等も出てきているという事実もございますので、まずはその窓口をしっかりと明確化して、その対応策を行ったり、または教育委員会等でもそのように動き始めているところでございますので、そのような方々の反応であったりとか動きを鑑みながら、小樽市政としてそれをどのように、フォローであったりバックアップをしていけるのか考えていきたいと思っているところでございます。

○川畑委員

◎陸上自衛隊本部方面隊の銭函海岸演習について

陸上自衛隊の訓練について、まずお聞きします。

きょうとあす、自衛隊の訓練が銭函海岸で行われているわけです。民主団体等がそれに対する抗議ということで、けさ、もう行ったようです。

それで、まずお聞きしたいのですが、20日の予算特別委員会で私質問しましたけれども、水陸両用車の型式どうか、水難救助の内容について確認しておりましたか。

○総務部次長

水陸両用車の型式、それから水難救助の内容につきましては、確認できておりませんでした。

○川畑委員

20日に、私も推測でもって、恐らくそういうことだろうということで説明したのですけれども、私ども共産党に国会議員団の北海道事務所がありまして、そこに確認してもらいました。そうしたら、私の推測のとおり、間違いありません。その中では、訓練で使用されている装備については、94式水際地雷敷設装置という水陸両用車であって、タイヤと水中プロペラがついていて、海岸線に機雷を敷設する敵の侵略を防ぐことを目的にしたというふうに説明を受けました。もう一つの水難救助については、訓練中に海で事故があった場合を想定して、要するに一般市民を救助するというのではなくて、自衛隊の訓練の中で何かあったときに救助すると、そういうことが目的なのだと、そういうことが明らかになってきました。

それで、20日の私の質問に対して都市計画課が主に答弁されていたわけですが、道に対しても回答していたとのことですが、この種の問題は総務部が中心となって対応すべき問題ではなかったのかと、それが一つまず質問です。

それと、それであれば総務部は、もっと危機感を持って庁舎内各部とも連絡をとりながら、その諸状況を把握していくべきでなかったのかと、そういうふうに思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部次長

道からの意見照会に対しまして、建設部におきまして庁内の意見を集約いたしまして、道に回答する窓口ということで、その役割を果たしていたものでございますけれども、総務部といたしましては、建設部が収集した情報をもとに訓練の内容が一定程度把握できましたので、それ以上の内容について確認の必要がないというふうに考えたものでございます。

後段の御質問に対しても同様のことで、一定程度把握できましたので、確認の必要がないと考えましたというこ

とでございます。

○川畑委員

20日は私には建設部の都市計画課が答弁しているわけですが、総務部はやはり市民の安全とかそういうものを考えれば、例えば水陸両用車というものはどういうものなのかとか、あるいは訓練の内容についても細かく把握して、通知された内容をもっと把握すべきだったと私は思うのです。

例えば、市から道への回答が20日までということは聞いておりました。しかし、それがなぜか繰り上げて16日に回答しているわけなので、その日についてはあえて16日にしなければならなかった理由も何かあるのですか。

○（建設）近藤主幹

海岸の占用に係る意見につきましては、9月14日付で北海道から小樽市へ意見照会が来ておりましたが、小樽市庁内の関係部署の意見照会を行い、意見集約が終了したことから16日に回答しているものでございます。

○川畑委員

それで、私、この自衛隊の訓練について最後の質問であります、小樽市では推移を見守るというこれまでの答弁だったのですけれども、道に回答を求められたわけですから、回答にはせめて今回限りにしてくれとか、そういうことを注文すべきだったと思うのですが、つけるべきだったと思うのだけれども、その辺については具体的に付けていないのですか。いかがですか。

○総務部長

この点については、先日も回答させていただいておりますけれども、訓練場所であるドリームビーチではもう海水浴も終わっておりまして、シーズンが終わっているということもありまして、市民生活に大きな影響を与えることはないというふうに判断しておりましたので、例えば今回限りにしてほしいというようなことも含めまして、特に道に対して申し入れるというような考えはございませんでした。

○川畑委員

繰り返すと20日と同じ討論になるのであればですけれども、少なくともやはり小樽の貴重な砂浜、海水浴場などは、そういうのは全国的にも数少ない貴重な場所ですから、ただ単に海水浴が終わったからということで認めるという立場ではなくて、やはりそのものを大事にする、自然を大事にする立場で対応していただきたいと、そういうふうに思うわけです。

◎除雪について

次の質問に移りたいと思います。

除雪の問題の補正予算について質問いたします。

除雪、降雪量は数年の平均をもとに予算計上すべきだと、そして本会議では5メートル程度とした根拠を私がたどしたわけですが、市長は、昨年度、おおむね5メートルの降雪量とした中で、除雪第2種路線の出動基準など、新たな取り組みを含めて作業量を積算して予算を算定したと。これらの作業を分析し、検証した結果、一定の効果があつたということから、本年度も同様の降雪量を前提に予算を算定したと、このように答弁をされているわけです。

それで、昨年度は少雪で、降雪量495センチメートル、5メートルに満たなかったということはあるのですが、これはたまたま想定とほぼ一致していたと思うのです。ただ、これらの作業を分析し、検証した結果、一定の効果があつたとしているのは、この作業を分析、検証した結果と、何をどのように検証したのか、そこをまずお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

検証の内容等についてでございますが、検証につきましては、昨年度から新たに取り組みましたがたがた路面の解消や除雪第2種路線の出動基準の見直しなどについて関係者からの聞き取りや出動回数、概算経費の算出などを

まとめ、これをもって検証といたしております。

○川畑委員

そのことがどんな効果があったのか、それも説明してください。

○（建設）雪対策課長

検証の結果でございますが、まず、がたがた路面の解消につきましては、バスやタクシー事業者の方への聞き取りから、がたがた路面の発生が少なく、安全な走行が可能であった旨の回答があり、おおむね効果があったものと考えております。

また、除雪第 2 種路線の出動基準の見直しにつきましては、除雪第 1 種路線との段差が解消され、ロードヒーティング付近の段差も小さくなった旨の回答が地域総合除雪業者の皆様からありましたことをもちまして、おおむね効果があったものと考えております。

○川畑委員

確かに出動回数は、平成 26 年度が 3 回で、27 年度は前年の 3 回を 4 回にふやしてという予算を組んでいましたよね。そして 7 回、それで 2,000 万円の予算を組んでいたわけだけれども、27 年度の決算では、この少雪の中で結果的に 10 回出動して、2,320 万円計上となっているわけですね。市長の公約とはいえ、26 年度の 3 回に対して 10 回出動では成果も当然だろうと私は思うのです。3 回が 3 倍になるわけですからね。この 3 倍以上の出動なわけですから、そういう点では、ごく一定の成果というよりも、それだけ回数をふやせば成果があったわけだから、当然だと思うのですけれども、その辺は私の指摘はどうですか、どういうふうに思いますか。

○（建設）雪対策課長

今おっしゃられました 10 回の出動ということでございますけれども、これはがたがた路面の解消に対する出動かと思われませんが、これにつきましては、昨年度におきましては、パトロールを行い、がたがた路面が発生していたり、発生が見込まれる状況になったときに作業を行った実績として路面整正の平均出動回数が 10 回となったということでございまして、本年度は、昨年度の実績をもとに本年度の予算を計上したところでございます。

○川畑委員

私が聞きたいのは、27 年度のがたがた路面の整正に 10 回が必要だったのかどうなのか、その辺を説明してくれませんか。

○（建設）雪対策課長

先ほどと同じような答弁になりますが、これにつきましては、がたがた路面につきましては、パトロールを行った結果、がたがた路面が発生していたり、もしくは発生が見込まれるというときに作業を行った実績でございましたので、これはパトロールに基づいて作業を行ったという形で、必要であったというふうに考えております。

○建設部安田次長

今の答弁に少しつけ加えさせていただきたいと思います。

今、3 回が 10 回になったということの御指摘かと思いますが、これ第 1 種路線等のがたがた路面に対しての回数の増加分でございます。ベースとしては、降雪量によって走行する 20 回ということがありまして、それを補完するために 3 回だったものを 10 回ということですので、全部の回数、第 1 種路線の回数としては 23 回やっていたものが 30 回になったということでございますので、単に第 1 種路線の作業が 3 倍になったというわけではございません。そういうことでの全体の回数からいうと、そのような形になってございますので、急激にがたがた路面だけが 3 倍になったようには見えますが、第 1 種路線としては 7 回、23 回が 30 回になったということでの御理解をいただきたいと思います。

○川畑委員

今の説明、私、初めて聞くのですよ。よくわからないのですが、第 1 種路線、それでは今まで何回だったのが何

回になったのですか。

○建設部安田次長

今までは降雪量で20回走っていきまして、がたがた路面として3回走ったということが平成26年以前の分になります。それが昨年27年の部分につきましては、その20回に加えることで、4回加えまして7回、それで27回ということでございました。それについては、その7回が実績としては10回が出たのでということで、20回足す10回で、28年度は30回ということでの見積もりになります。

○川畑委員

私が聞いているのはがたがた道路の整正なのだけれども、今の答弁はそれ以外の除雪も含めてということなのですか。その辺が少しわかりにくいのですが。

○建設部安田次長

第1種路線につきましては、降雪量での出動の回数、それからがたがた路面での回数が、それぞれで見込まれています。

ただ、降雪量があった場合は、路面ががたがたであった場合も一緒にの作業の中で進められることもございますし、それから、がたがた路面が発生したときで作業する場合も、幾つかの方法がございますので、がたがた路面だけという形の出動回数だけ加えると、その3回から10回になったという非常に大きい回数で見えるのですが、第1種路線の管理ということを考えますと、23回が30回になったということでの御理解をお願いしたいと思います。

がたがた路面だけで第1種路線管理してございませんので、そういう面では走行性だとか、そういう部分の中で特に必要ながたがた路面が発生した場合、そのような出動回数が増加したということでの御理解を願いたいと思います。

○川畑委員

何か余計話がわからなくなってしまうのだけれども、要するに今まで私が質問で伺ってきたのは、がたがた路面が平成26年は3回でしたよと、出動が。それが27年の予算では7回にふやしましたよと。決算で見てみたら、結果的にがたがた路面に対する整正は10回になったのだという説明を私は受けているのですよ。だから、そのほかの除排雪の関係、第1種路線がどうのこうのとかということではなくて、がたがた路面の整正の問題を私は聞いているので、それにあわせた答弁でないと余計話がわからなくなるのですよ。

○建設部安田次長

第1種路線の管理ということで御説明してしましまして、まことに申しわけございません。

がたがた路面という形での出動基準がありますので、その中で出動する部分につきましては、3回から10回になったということで、それは間違いございませんし、その実績として必要だった部分を勘案しまして10回になったということでよろしいかと思います。

○川畑委員

私が心配しているのは、要するに、がたがた路面の整正が3回から結果的に10回になったと。これが今年度の予算の中でも10回ということで予算を計上していくことになるのだろうというふうに思うのだけれども、そういう捉え方でよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

がたがた路面の対策につきましては、通常行う分が3回、それに道路の路面整正作業といたしましては10回見込んでおります。その内訳といたしましては、通常の路面整正作業、これまで行ってきた作業が3回、それと、がたがた路面対策が今年度は7回として、合わせて10回の予算を計上しております。

○川畑委員

それで、平成27年度の決算の2,320万円、これと対比すると560万円増加するわけです。この増加させる理由につ

いて若干説明していただきたいと思うのですが。

○（建設）雪対策課長

平成28年度の予算計上した額が27年度の決算見込額に比べて560万円程度上がっていることにつきましては、がたがた路面の解消につきましてのこの増額要因でございますが、人件費の高騰や機械の使用料金の増額等が考えられると思われます。

○川畑委員

昨年が2,320万円で、それに560万円増加するというので、1年でその人件費の増とか単価の値上がりはそんなに上がるものなのですか。

○（建設）雪対策課長

これ予算と予算の比較ではございませんで、決算、実際にやった、平成27年度に実際に行った作業とまた平成28年度に見込んでいるというものの比較でございますので、人件費の上がり分もありますし、使用する機械、機械の作業時間帯等の調整もございまして、それで金額が増額になっているというふうに考えております。

○川畑委員

それで、1年間で560万円という、決算からもとにして予算を組むわけですから、560万円上がっていると、1年間でそんなに上がるのかということを私は聞いているのだけれども、それに対しての答弁がないのですが。

○（建設）雪対策課長

このがたがた路面対策ということでございますが、昨年度の、今度は説明するために予算で説明させていただきたいのですが、昨年度の予算につきましては、通常の3回にがたがた路面の解消といたしまして4回を加えて全部で7回、そのときの予算が2,000万円ございました。それで、その決算見込み額というのが、少雪により動かなかった作業機械等もございまして2,320万円、これは通常の路線の路面整正3回にがたがた路面解消7回を加えた10回という形でございまして、結果として決算では使わなかった機械等もございますので、このような形で差が出ているという形になりまして、昨年度の、平成27年度の予算と比較しますと……

（「予算と比べたらだめだよ」と呼ぶ者あり）

人件費の要因が大きな高騰だというふうに考えております。

○川畑委員

事は、この不足の部分については、建設常任委員会でもた質問しますけれども、私、予算の組み方について本会議での質問でもしているのですけれども、直近やはり5年間の平均降雪量が6.3メートルなわけです。平成21年度の冬期間の降雪量が624センチメートル、6メートル24センチメートルに近いことで、除雪作業量をもとに試算したと答えているわけですが、その中で1億円程度ふえると言っているのですけれども、実際にはもっと金額がふえるのではないかと思いますのですが、その辺についてはどういう推計をされていますか。

○（建設）雪対策課長

この1億円、本年度予算計上しているものよりも平均降雪量で算出した値が1億円ふえるのではないかという御質問でございますが、これは平均降雪量を5メートルといたしておりますので、それに近い値として平成21年度の作業量をベースにしてあくまでも試算したものでございますので、その試算の結果が実際にふえる、ふえないということに関しましては想定することが困難でございます。

○川畑委員

それでは、質問はこのぐらいにしますけれども、1億円程度の違いであれば、予算を組むときに最も温暖で少ないときを見るよりも平均で見たほうが説得力もあるし、市民も納得するのだらうと思うのですよ。そういう予算の組み方をすべきだというふうに本会議でも詰めているのですけれども、その辺では考え方は変わらないのですか。

○（建設）雪対策課長

平均降雪量で予算を計上すべきではないかということでございますが、雪の降り方や気温の変化等、さまざまな要因で気象状況が変化するものでございまして、本年度は、昨年度の累積降雪量 5 メートルを算定した予算をもとに、昨年度からの取り組みの検証や実績を考慮して累計降雪量 5 メートルで算定し、本定例会に予算計上したものでございます。この予算の中で効率的な除排雪を行ってまいりたいというふうに考えております。

○川畑委員

降雪量が想定を超えた場合は、積雪深でも冬期間の気温のせいもあっていろいろ変わってくるだろうと思うのです。そのときには、雪が少なくてもしばれがきつくて雪が解けない場合は、そういう場合は余計やはり排雪しなくてはならないことになると思うのです。そういうことになれば、当然、除雪の補正を組むことになるのだろうと思うのですけれども、そういう捉え方でよろしいですね。必要な場合は補正を組んでいくと、そういう考え方でいいのですね。

○（建設）雪対策課長

今定例会に計上した予算についてでございますが、雪の降り方や気温の変化等は、さまざまな要因で気象状況が変化するものでございまして、冬期間の気象状況や道路の状況を今から想定することは困難でございますが、まずは効率的な除排雪に努め、予算の中で最大限の効果があらわれるように取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がございますので、少々お待ちください。

（理事者入退室）

民進党に移します。

○中村（誠吾）委員

◎災害時の体制と他市町村への応援について

それでは、我が会派はこの第 3 回定例会で防災、災害について各部署にお聞きしておりますので、それに関連してお聞きします。

災害時の体制と他市町村への応援等についてお聞きします。

それで、21 日の当委員会でも本市の防災対策について質問したところなのですが、災害が発生した場合の具体の対応について、水道局と建設部にお聞きいたします。

それは、今回の激甚災害の指定になる北海道の被災地の現状を見ても、ライフラインの問題が明らかになりました。先週の金曜日でしたか、北海道新聞に、新得町で家庭でやっと水が出たということで泣いていらっしゃる方がいた、そのことも含めて、また、道路や橋が次々と落ちて危機的な状況になっている、これは観光にもかかわっている、産業にもかかわっているということの問題があります。公共土木施設ですね。これに関連してお聞きします。

そこで、初めに水道局、上水道についてお伺いしますが、この 8 月の台風の影響により、道東や今言った道北の一部自治体では断水となり、今なお水道が使用できない地域もあると聞いているのですが、本市が地震や今回は大雨で取水口が壊れているという根本的なこともあって、濁ったとかではない、取水口が壊れているということもあって断水となった場合、こういった態勢をまずおとりになるのか、改めてお聞きします。

○（水道）主幹

災害が発生し、本市において断水が発生した場合においてでありますけれども、水道局では通報やパトロール等により現場状況の把握に努め、その規模にもよりますが、断水地域での広報活動を行った上で、給水タンク車などを使用した応急給水を行い、断水地域の市民への水を提供する態勢をとります。あわせて、断水箇所の応急復

旧の作業についても並行して進めることになります。

○中村（誠吾）委員

人口規模でいろいろとは言いませんが、今、規模にもよるがということでお答えになっているのですが、この12万都市の小樽で、災害時に市内の多くの地域で一斉に断水となった場合、このタンク車があるのは知っています。水道局職員にも限りがあると思いますので、その場合には対応はどうするのですか。

○（水道）主幹

水道局では、給水タンク車2台のほか、車載式タンクと現場組み立て式給水タンクを所有しており、断水地域での応急給水及び応急復旧作業に全力で取り組みますが、機材並びに人的な不足が生じた場合には日本水道協会などへ応援を要請することとなります。

○中村（誠吾）委員

今、水道局では間に合わないという、当たり前の話なのですが、この日本水道協会などへの応援要請という形をとるとのことなのですが、具体的にどのように助けてくれるのですか。

○（水道）主幹

本市は、日本水道協会の会員となっております。

応援要請につきましては、日本水道協会北海道地方支部災害地相互応援に関する協定などにに基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行います。これによって、ほかの会員事業体からの応援を受けることとなる仕組みとなっております。

○中村（誠吾）委員

他の事業体から応援を受けることができる仕組みになっていると、それは非常にいいことなのですが、応援要請についてはわかりました。

それで次に、他市町村への応援のことについて伺いたいのですよ。

それで、水道局で、これ「水おたる」で熊本地震の応援に行っていると発行していますよね。これ大体市民の皆さんによく見せていますか、きちんとやっていますと。少し不足しているよね。それは別としても、水道局では熊本地震で被災した熊本市に水道に係る応援活動を行ったと聞いておりますけれども、最近のその他の応援実績はどうなっていますか。

○（水道）主幹

日本水道協会の協定などに基づく応援要請によるものですが、平成26年9月に応急給水の応援で江別市へ、また、本年4月に応急復旧の応援で熊本県熊本市へ、さらに先月8月には大雨を伴った台風の影響による断水で応急給水の応援で赤平市へ職員を派遣しております。

○中村（誠吾）委員

水道局での他市町村への応援についての考え方などを、もう一度簡単に説明してください。

○（水道）主幹

水道局での他市町村への応援についてでありますけれども、その考え方というのは、応援については、同じ水道事業に携わる事業体として、できる限り応援の要請に応えていきたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

わかりました。わかりましたというか、水道局長にも、そして市長いらっしゃいますのでお願いがあるのですが、実は、今、災害の話をしました。私は、ある任務をもって、ある組織で、赤字再建団体になっていた夕張に半年ほどおりました。そこで起きたのが、職員がやめていくわけです。これは去るも地獄、残るも地獄なわけですが、職員にも働く権利もあれば、やめる権利がありますからね。そこで起きたのが、夕張市の上水道の給配水をできる資格というのが必要なのです、水道。やめていったのですよ。命にかかわる水の資格を持った職員がいなくな

るとどうなるかわかりますよね。だめですよ。それで、緊急に困って、北海道と協議の上、札幌市が職員を、応援を出してくれました。私は、昨年の春にも、実は余市町で大切な上水管の破裂事故がありまして、小樽市水道局が緊急に手を回したことを知っています。これは町長にも感謝されました。さすがに小樽市だと、大きいものを持っていると。ですから、災害ばかりではなくて、だから先ほど言ったのは、各自治体の応援というのは、人的な応援もあります、夕張に送るような。そういうことも含め、私は、水道局に職員が余っているなんて思っていませんけれども、そのところも市長もどうか理解をされて、困っている住民自治体の職員の派遣という形はいろいろありますから、お願いしたいと思います。

それで次に、水道局ばかりではありません。このたびの大雨による、道東、東北で河川の氾濫、損壊、そして多くの被害を土木上出しています、道路、河川。この公共土木施設の災害において、対応または緊急時の連絡等の応援態勢、建設部ではどのように他市町村とやっていますか。

○（建設）近藤主幹

災害時等における北海道及び市町村相互の応援につきましては、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定というものが締結されてございます。この応援協定をもとに、道路、河川などの公共土木施設災害時の応援がより迅速かつ円滑に遂行できるように、北海道及び人口おおむね10万人以上の9市が連絡会議を設置しておりまして、その中で具体的な応援の仕組みを整備しているところでございます。

○中村（誠吾）委員

私の質問はこれで最後にしますが、私は昨年の決算でも申し上げたのですが、確かに公共土木施設のつくらはよし、維持するのが大変でして、この決算の中でも、今後、小樽市も備えなければならないですよということを言ってきました。お金はかかりますけれども、命にかえられるものではありませんし、その負担も大変ですが、市長には、先ほど申し上げたこの人的な支援体制も含めてスキルアップをしていくことがお互いを助けていくことだと。それと、今後、この多くの公共土木施設、水道も含めた災害時の備えについてよろしく願いして、私の質問は終わります。

○林下委員

◎高島漁港の観光船事業について

私からは、急遽、経済常任委員会で高島漁港の視察を行ってきましたので、そのことを含めて若干質問をさせていただきます。

この件は、この間の議会議論を踏まえても、行政としての許認可の判断や違法状態を今日まで放置してきたことは行政執行に誤りがあったことは明らかであるというふうに思います。

また、漁業者との合意が前提としながら、協議がないままに違法状態が放置されていることによって漁業者にも多大な損害を与えていることに対しては、行政の責任は免れることはできません。

市長は、私どもがこれまで議会議論の中で行政の責任者として責任を求めてまいりました。それは、これまでのこの原因、行政執行の原因は行政執行の誤りであり、その責任を明らかにしなければ解決の糸口も見出すことができないということによって、すぐにでもその責任を明らかにするべきであり、それが問題解決の原点である、あるいは出発点であると思っております。市長のお考えはいかがですか。

○産業港湾部参事

行政執行の誤りであるというような御指摘があったわけですが、我々それぞれ法に基づいて印鑑を押してございますので、執行に誤りがあったというふうには考えていないというところでございます。

○林下委員

私は、今、市長に行政の責任者としてきちんとけじめをつけて問題解決に当たるべきだという質問の趣旨なので

すけれども、今のお答えであれば、今、予算特別委員会に資料として提出されていますこの時系列の資料を見ても、5月16日から既に違法状態が確認をされているということで、今日までどういった対応をしてきたのか、議会で市長もやはり漁業者とも、漁業者のところへ行って市長もいろいろ協議をして、それが自分の責任だとおっしゃっていますから、その点についてはどうなったのか確認をしたいと思います。

○産業港湾部参事

市長が漁業者のところへ出向いて説明をするというようにお話も市長からお答えがあったと思いますけれども、まずは漁業者の皆様にはこれからも理解をいただくように、今、説明会といいますか、お話をする日程について調整をさせていただいているところでございますし、これからも漁業者のみならず事業者にも漁業者の考え方を理解していただいくということが必要で、我々含めて3者の中でいろいろなことを調整することが必要だというふうに考えてございます。

○林下委員

漁業者と話し合いをするという話の以前に、きょう、視察に行った際に漁業者は大変怒っているのです。もう仕事にならない、ここに、その船の下にナマコやウニがあって、そこを操業するのに船をどけてくれと言ってもどけてくれない、もうその状態がずっと続いている、そのことを指摘しているのです。いつ協議するのですか。全然それはもう話違いますよ。

(「市長、市民目線っていつも言ってるじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「怒ってるよ、漁業者」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

きょうも漁業者の方がそういうお話をしていたのは私も聞いてございますけれども、我々も事業者の方には漁業者からそういう要望があった際には速やかに船を動かすようにというお話をしてございますし、そういうことは我々も必要なことだなと、必要な対応だなというふうに思っているところでございます。

(「動かしてないじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○林下委員

私は市長に議会の答弁で、市長も漁業者と話し合って解決をしたいという話をしているのですよ、市長は。だから、そういうことを踏まえて言えば、全くそういう状況になっていないと、現在。だから、どうするのですかと、どういう責任のとり方をするのですかということを市長に問うたつもりですけれども、どうもそこは全く議論かみ合いませんよ。

○委員長

これは市長に答えていただきたいということですか。

○林下委員

はい。

(「今起きています。現在進行形なのです、市長」と呼ぶ者あり)

(「自分の言ったことに責任持ってください」と呼ぶ者あり)

(「いや、参事が答える話じゃないでしょう、これ」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

市長からもそういう形で答弁をされていますので、我々も、今後も業者と話し合いをしていきますけれども、そういう市長みずから業者と話し合いに参加していく場面があれば、そういうときには我々からも要請したいというふうに考えてございます。

(「自分で直接話すって言ったんですよ、本会議場で」と呼ぶ者あり)

○委員長

発言を控えてください。

○林下委員

同じような質問になるかと思うのですが、私は少なくとも 5 月 16 日の時点から既にこういう違法状態を確認して、そしてそのことを踏まえて漁業者とも話し合っ解決をしたいと市長が議会で答弁をされているわけですから、そのことに対して市長はどういう対応をして、そしてどういう責任をとるのですかということを今お聞きしているわけで、お答えできませんか、市長は。

○市長

恐縮ですが、今の林下委員の御指摘の中で、幾つかお話がふくそうしているように私には聞こえているところでございます。

まず、最初に御質問された内容において、港湾室から答弁ありましたけれども、そこに伴う許認可においては法にのっとり取り組みをさせていただいておりますので、林下委員が最初に御指摘した認識は私も持っておりません。

ただ、事業者の方々も、あのエリアで、漁業者の関係者の方々にとっても何かつながりを持ってプラスになるように取り組んでいきたいというような形で申請を出されているというふうに聞いているところでございます。そのような中で、一部の漁業者の方々から……

(「一部じゃねえよ」と呼ぶ者あり)

そのように御心配の御指摘をいただいているというお話も聞いているところでございます。そのような中で、担当の職員は、その事業者の方々と漁業者の関係者の方々との間に入りまして、漁業組合にも直接出向いてお話を、さまざま調整を図っているところでございます。

私といたしましては、今、それが許可に関しては、そのような形で、その時々において許可等をさせていただいているところではございますが、その漁業者との関係におきましては現在進行形の状態だというふうに思っておりますので、その漁業関係者の方々と事業者の間に市として入ることによって、結果的にその取り組みが漁業者にとっても理解をされる内容になっていく、それが私としての責任というか、とるべき役割ではないかというふうに思っているところでございます。

(「市長、直接会うと言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○林下委員

市長は、今、許認可は法に従ってやられているので、そういう認識でいるというお答えだったと思いますけれども、これは議会の答弁でもやはり違法状態にあると、現在も違法状態にあるということを担当の部局が認めているのに、市長はそれは違うというふうな認識になるのですか。

(「市長も答弁で言ったじゃないですか、違法だと」と呼ぶ者あり)

どうですか。

○産業港湾部参事

我々としても、Uフックの設置等については不適切な行動であるということでお話をしているところでございます。

○林下委員

まず、もっと前の議論に立ち返ると、少なくとも港湾法では漁業者に著しい支障を与えないということが条件ですよね。現在、少なくともきょう行ってみたところによれば、漁業者は著しい支障がある、操業できない、こうやって主張しているのですよ。それがどうして法に抵触しないという判断になるのか、その点についてはどうなのですか。

○産業港湾部参事

港湾法第37条の規定のお話でございますが、この中で水域と港湾計画等について決められてございますけれども、これについては水域においては船舶の航行に著しく支障を与えないというようなことでございまして、今回の船舶が12メートルで、護岸延長が53メートルということで、水域において著しい支障を与えていないというふうに考えてございますし、港湾計画においても、この場所に新しい施設が設置されるということを計画しているわけではございませんので、港湾計画についても著しい支障にはなっていないと。支障があるということは我々も認識していますけれども、著しいというふうには思っていないというところでございます。

（「漁できないんだよ、だって」と呼ぶ者あり）

○委員長

お静かに願います。

（「何言ってるか全然わからない」と呼ぶ者あり）

（「漁業権侵害で訴えられるよ」と呼ぶ者あり）

お静かに願います。

○林下委員

今のお話でも、著しい支障があるか、あるいは支障があるということを認めつつも法には違反していない、これはもう明らかな矛盾です。これは全然話にならないと思います。

また、私は、やはりこの違法状態の是正を早くして問題解決するためには、市長の責任もきちんと明らかにしていかなければだめですということを主張しているのに、全然答えがまるで違った方向に向かっていっていると。これで、これからももちろん経済常任委員会や建設常任委員会でもこの問題が議論をされるということで、本当にしっかりと答えが出せるのですか、こんな状態でいいのですか。

○産業港湾部参事

我々は、法に基づいて、これまで許認可をしてきたというふうに思っております。

（「基づいてないですよ、全然」と呼ぶ者あり）

○林下委員

私、実はこの問題ばかりやるつもりではなかったのだけれども、何かどうもなかなか皆さんの、理事者の方々も市長も本当に私の質問に真正面から答えようとしない、そんなことで例えばこれが国土交通省だとか、そういったところから、これは問題ある判断ではないかというような話が来るのではないかと私は心配しているのですけれども。

（「来てますよ、電話来てるんですよ」と呼ぶ者あり）

そういう可能性はあるのですか、ないのですか。どうですか。

（「港湾事務所から電話来てるじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長

お静かに願います。

○産業港湾部参事

条例等の判断については、市の判断による、市が判断すればいいというふうに港湾事務所等からは聞いているところでございます。

（「全然違うよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○林下委員

国土交通省から既に何らかの問い合わせがあったということでいいのですか。

(「そうです。来てます」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

問い合わせという形では、向こうからの問い合わせという言葉でなくて、市議会議員の皆様とか我々も含めて事務所等、北海道開発局に問い合わせをした中では、条例等については市の判断だというふうなお答えをいただいているというところでございます。

(「そんなものではないよ」と呼ぶ者あり)

(「条例に書いてないでしょう」と呼ぶ者あり)

○林下委員

どうも説明の意味がよく、私の受け取り方が悪いのか、わからないのですが、今の市長の答弁、それから参事の答弁を聞いていても、私はやはり基本的に今までの議論を振り返って考えますと、このような認識では、これから議論をしていっても全くかみ合わないと思います。

特に市長は、やはりこういう違法状態を解消する責任がある、そのことだけはしっかり認識してもらいたい。そしてまた、やはり自分の責任のとり方というのもきちんと明らかにしなければ、これから議会の終了までにさまざまないろいろな形での市長に対する考え方というのがみんな出てくるといいますので、ぜひ市長のそういう認識を改めていただく、そして違法状態を解消していただく、そして漁業者との理解もしっかり取りつけていただくということがない限り大変なことになるということを申し添えて、この質問を終わりたいと思います。

◎北海道新幹線 2 次交通について

次に、北海道新幹線の 2 次交通について、私もかねがねこの問題についてはずっと取り上げておりますけれども、今、非常に道や国に対して 2 次交通の働きかけというものを、何か動きが急に見えなくなってしまったということで、その 2 次交通が実現しなければ、やはり今後、札幌延伸時の新幹線の新小樽駅の利用者などについても大きな影響を及ぼすのではないかと心配しております。

それで、小樽観光や経済にまで、この 2 次交通の果たす役割が今問われているというふうに思うのですが、小樽市として、今後、どのような取り組みをしていくつもりなのか、あるいはこのまま動きをとめてしまうのか、非常に危惧しておりますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新函館北斗駅からの後志の 2 次交通の重要性は、本市といたしましても認識しており、本年度は北海道新幹線しりべし協働会議とも事前に調整し、本市の意向も取り組んでいただいた中で新函館北斗駅からのレンタカーモニター事業が実施されているところです。

また、オール後志でも 2 次交通の重要性は認識されており、倶知安町、ニセコ町にて新函館北斗駅から倶知安までの都市間バスの実証運行がなされているところです。

今後とも、2 次交通の実現に向けましては、北海道新幹線しりべし協働会議と連携して活動してまいりたいと考えてございます。

○林下委員

◎北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議について

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の関係について若干お聞きしたいと思います。

副市長は、この間、次期のこの策定会議までに小樽商工会議所にも参加してもらうよう努力するというふうにお答えになってきました。

しかし、市長は、この間の答弁では、商工会議所が変わらなければという答弁、これは私も大変驚いております。なぜならば、やはり今、策定会議で議論されている中心的な課題は、小樽市内の 2 次交通をどうするか、あるいは駐車場をどうするか、こういった問題がメインになっております。本来であれば、私もいろいろな新幹線駅を誘致

したところを視察したり、いろいろ勉強してまいりましたけれども、やはり本当にまちを挙げて、将来のまちをかけた大きな新幹線駅の開業に合わせたさまざまな計画、企画を立てて、さまざまな人たちの協力を得てその実現に努力をしている。私は、前にも議会で取り上げておりますけれども、例えば旧奥沢水源地を一つの自然公園にして、そこにやはり新たな観光誘致の目玉に据えてはどうかという提案もしたことあるのですけれども、なかなかそういった大きな課題が議論されていない、このことに非常に大きな危惧を持っております。だからこそ、やはりオール小樽でその策定会議をやらなければ実現できないのではないかとということを非常に私は危惧しております。その点についての認識は、市長も、副市長もどうお考えですか、その点について伺いいたします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新たな拠点づくりということですが、小樽全体として多くの来訪者をふやす重要な取り組みと考えております。

新たな拠点の一つとしての奥沢水源地についてですが、新幹線の新駅周辺にあるという立地特性も生かして、新駅周辺のまちづくり計画と連携を図り検討していく地域としてまちづくり計画で位置づけることとしており、現在策定されている奥沢水源地保存・活用基本構想に基づき、調整を図ってまいりたいと考えてございます。

○副市長

これは前回も答弁差し上げましたが、私どもとしても、この問題が、小樽市全市挙げて住民みんなで小樽の新駅をどういうふうに活用し、小樽の将来のまちの発展のために活用していくのか、この議論を全市挙げてしたいという気持ちは同じでございまして、前回も答弁いたしましたけれども、できるだけ早く商工会議所とこの問題について具体的に今後の進め方について議論を深めてまいりたいというふうに思っておりますので、もう少々時間をいただきたいと思います。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がございましたので、少々お待ちください。

（理事者入退室）

質疑を自民党に移します。

○山田委員

最初に、先般の代表質問では、市長の東京小樽会、関西小樽会への欠席理由の妥当性や根拠がないことがよくわかりました。市長としての責任や自覚に欠け、おたるドリームビーチ海開き出席は後づけの理由であり、ただの自己満足であります。また、市長には経済界と力を合わせ、市民のために小樽をよくする気がないことがよくわかりました。

◎小樽市敬老のつどいについて

では、質問に入ります。最初に、小樽市敬老のつどいについて質問いたします。

この小樽市の事業の中で、市内銭湯の無料開放事業についてあります。このことについて、まず簡単に説明していただいて、今回、何が問題になったのか、これが２点目の質問になります。

３点目の質問としては、この小樽公衆浴場商業協同組合に対して、このチラシの説明、間違いなら、この市民周知をどうしたのかお知らせください。

それと、４番目の質問です。市民からこの苦情はあったのかどうか。

５番目の質問。ひいては住民福祉を進める森井市長の顔に泥を塗ることになると思うのですが、この対応をどうするのか。

この５点、まとめてお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

ただいま御質問のありました敬老週間の銭湯イベントについて、まず、内容についてであります、北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が実施しているもので、9月20日に市内の銭湯が、65歳以上の高齢者の入浴料が200円、同伴の小学生以下の子供が2人まで無料となるものであります。

今回、協賛行事ということでこの行事があったわけなのですが、市の発行したチラシに、本来、実際200円の入浴料のところを無料と誤記してしまったものであります。

3点目の公衆浴場組合の対応、チラシの訂正等なのですが、これについては、9月15日に新聞各紙にチラシが折り込みされ、間違いが判明しましたが、その時点で訂正のチラシは20日に間に合うように折り込みすることは困難であったため、各浴場を回り、経過の説明とおわびをして、来場者向けに張り紙を掲示したところであります。

4点目の市民からの苦情については、2件ございました。

最後の質問なのですが、今回の件で市民に対し御迷惑をおかけしたのは事実でありますので、次年度以降、このようなことがないようにチェック体制を確立して再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○山田委員

こういうなさやかな幸せですが、市民からはこういう夢を壊さないでほしいという意見が寄せられております。

市長においては、今回の件についてはどう思われますか。感想をお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、チェック体制の確立はもちろんです、そのほかに高齢者施策についても、説明とか周知方法など正確性とわかりやすさに重点を置いて今後も進めていくことに努めたいというふうに考えております。

○市長

このたびの件におきましては、市民の皆様に混乱と誤解を与えてしまった状況でございます。担当の職員も、その点については大変反省をしているところでございますので、今後においてそのような間違い等が起きないように、原部・原課の中でもチェック体制等をこれから設けていくということでございますので、御理解をいただければと思います。

○山田委員

◎砂まきや雪解け後の砂の回収について

次に、砂まきや雪解け後の砂の回収などについてお聞きします。

代表質問でもお聞きしましたが、この砂まき、まいた砂の回収方法について、今後どういう工夫をするのか、これがまず第1点。

2点目として、各ステーションの砂まき量、これは把握できていないと聞いております。砂まきの管理、1ステーションに各1台の必要性、私はそういうふう感じているのですが、まず、2点目の質問は、この見解についてお聞かせください。

3番目として、桜ロータリーの測量の基準点になります。年間を通じて使用できるよう工夫できないか。

この3点についてお聞かせください。

○（建設）建設事業課長

私からは、砂の回収方法と桜ロータリーの基準点について答弁いたします。

まず、砂の回収方法についてですが、現在、本市では、路面清掃業務といたしまして、機械と人力により砂回収を行っておりますが、機械による砂回収は市内を二つの地区に、人力による砂回収は市内を五つの地区に分割した

中で、人力、機械合わせて約680キロにつきまして業者に委託しているところでございます。

また、砂まきボランティアにおきまして、融雪期における砂の回収作業もあわせてお願いしているところでありまして、町会や市民の皆様にも善意により砂回収の御協力をいただいているところであります。

次に、桜ロータリーの基準点についてですが、基準点は単に地積調査の測量基準であるというだけでなく、公共工事や土地分筆などの測量の基準点として欠かすことのできないものでありますので、例えば冬期間ブルーシートで覆い養生するなどの手法を検討し、基準点の適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

○（建設）雪対策課長

私からは、2 番目の質問であります各ステーションに 1 台の砂散布車の配備の必要性についてでございます。

砂散布車の配備につきましては、昨年度の地域総合除雪業務では 5 台の砂散布車で作業を行ってりましたが、作業自体については大きな支障はなかったものと我々は認識しております。

今後については、その年ごとに作業量や砂散布車の台数について検証を行い、その年ごとに必要な台数について研究してまいりたいと考えております。

○山田委員

それでは、次の質問です。

4 番目です。代表質問では、民間と協働した砂回収、これの市民提案をしました。ボランティアの利用だけの答弁でしたが、町会が回収、町会に協力金を払う、こういう政策はできないのか、再度お聞きいたします。

5 番目の質問です。同じく小規模雪堆積場について、今後の調査やスケジュール、実現性についてお聞きします。それとともに、町会長への要請はどういうふうな状況ですか。お聞かせください。

6 番目です。本市の除排雪や雪まき業務について、日報やデータ、記録の残し方、ひいては市民からの苦情対応についても、後々必要なものと私は思っております。改善を求めます。例えば、交差点、バス停付近、坂道、カーブ等、毎年こういうような箇所が、同じところであります。私も塩谷サービスセンターの除雪会議に行きましたが、一切こういうデータはないと、何でもこういうことが起きるのかなと。そういうデータがあれば、次年度につなげて改善ができると私は思っております。この点をお聞かせください。また、来年 3 月の議会では、この日報の改善の仕方、資料要求しますので、その点もよろしくお聞きいたします。

以上 4、5、6、答弁をお願いします。

○（建設）雪対策課長

4 番目の砂の回収に関する助成制度ということでございますが、砂の回収につきましては、まず、砂まきボランティアの皆様に御協力いただいているところであり、今後も多くの市民の皆様に参加していただけるよう努めてまいりたいと考えております。その上でございますが、山田委員から提案のありました砂の回収に関する制度設計につきましては、町会の意見をお聞きすることや費用と効果について研究することが必要と考えておりますので、このことについても行っていきたいというふうに考えております。

5 番目の小規模な雪堆積場の確保に向けた制度の検討についてでございますが、小規模な雪堆積場につきましては、他市では利用する土地の固定資産税の減免や土地借り上げ料に対する助成を行っている例がございます。このような制度について、除雪作業で必要とする沿道の雪を空き地に投入する雪押し場の確保に向けた制度の中で、このことについても考えてまいりたいというふうに考えております。

また、現在、市で行っております雪押し場、沿道の雪を沿道の空き地に投入する雪押し場の確保について、町会の皆様に確保に向けた御協力を求めているということでございますが、今年度に関しましては、第 1 ステーション、第 5 ステーションの中に含まれます町会長のほうにまず我々が出向いて、雪堆積場に当たりそうな、雪堆積場として使えるような可能性のあるような土地がないかということを町会単位でお話しになって、必要であれば、そういう箇所があれば市に教えてくださいということで、まず全町会について回っております。

今後につきましては、今、回り終わったところですので、これから電話等でそういうようなことがございましたかというような確認作業をして、もしあるということであれば、我々でその土地所有者の確認であったり、土地所有者に対する打診等を行ってまいりたいというふうに考えております。

最後、6 番目の質問でございました市民の声の整理、路線ごとに集約し、路線の特徴を把握するように努めてはということですが、市民の声のデータ整理につきましては、市民の皆様からの除雪等の要望が多い箇所やその内容について整理を行うことは大切なことだと考えられますので、これまで行ってきました市民の皆様からの要望等のデータ整理のほかに、昨年度と今年度に行います除雪路線現況調査で作成するデータベースができましたら、その中に市民の皆様からの要望の多い箇所ごとにデータをまとめ、活用してまいりたいというふうに考えております。

○山田委員

これは市長にお聞きしますが、去年は少雪でした。今年も、建設部では昨年同様ということで予算組みしております。想像以上に雪が降った場合、財源の確保をきちんとした上で補正を組むように、補正予算を組むように要望いたします。これは市長にお伺いしたいと思います。どうですか。

○市長

例年、先ほど来、原課からお話がありますように、どのような雪の降り方が起きるかというのは、事前に想定することは非常に難しいというふうに考えているところでございます。当然、この冬の雪の降り方によっては、そのような補正等も含めて、現状その雪の降り方を分析した上で、皆様それに御理解とかお願いをしなければならぬときもあり得ると思います。

しかしながら、今、現行において 5 メートルという基準のもとでの予算設定ではありますけれども、今年度組んだ予算の中で、この年の冬の状況がそれに見合う流れであれば何とかこの予算内にとどめたいという思いもありますし、しかしながらやはり雪害のような大雪が降ればその予算だけで賄えない場合というのは当然起こり得ますので、そのような状況をいろいろ踏まえながら、皆様に対して必要なときには提示することになると思いますので、よろしくお願いいたします。

○山田委員

ということは、今年ももう長期予報出ています。例年どおりです。11 月末には、どか雪が 1 回来る、そういう予想も出ております。そういう意味では、ぜひ市長には、この財源の確保、補正予算、この部分をきちんとお願いしたいと思います。

○市長と商工会議所の重点政策の違いについて

それでは、別の質問に移させていただきます。

昨年の 12 月 4 日、この商工会議所の要望書を手交していると思います。市長が重点としている政策と会議所が重点とする政策、この政策で道新が記事も書いております。どのような部分が会議所とそれから市長の押す政策と違うのか。これ市長の政策ですから、わかるはずですから、ぜひお答えになってください。

○委員長

どなたがお答えになりますでしょうか。

○山田委員

昨年の 12 月 4 日ですよ。こういうことも市長、わからなければ、我々と政策議論は私はできないと思っています。

道新の報道では、市が策定した総合戦略会議、商工会議所はこういうふうに批判しています。「働く人々の意欲を減退させ、地域活性化へのエネルギーは醸成されない」、こういうふうに商工会議所は批判しているのですよ。このことについてどうですか、何か。

○委員長

先ほどの質問とは違って、今の質問に対して市長に答弁を求めるということですか。

○山田委員

はい。それでいいです。

○委員長

今、市長、山田委員が読んだ記事に対しての感想でよろしいですか。

○山田委員

はい。

(発言する者あり)

○委員長

今、急に新聞の記事を読んでいますので、もしすぐできなければ……

○市長

大変恐縮でございますけれども、私も、今、山田委員から御指摘のことに対して、政策議論として取り組むという、そういう気持ちそのものはありますけれども、やはり事前にそれに伴う御通告をいただいて、私もそれに対してももちろんその思いとか改めて整理をして準備をした中でしっかりとした答弁にしなければ、曖昧な形でという話にならないというふうに思いますので、恐縮ですが、それに伴うやりとりにおいては改めての機会に設けていただけたら私としては大変ありがたいと思います。

○山田委員

では、これに対して森井市長はこういうふうにも述べられています。周産期医療、創業支援、観光、港活用、これは商工会議所の皆様のお力添えがないと解決できない、要望書を詳しく精査し、正式にお答えしたいと応じてます。では、この一点一点の政策はいいです。まず、この要望書に対してお答えは出したのでしょうか。

(「報道関係なく要望書ということですか」と呼ぶ者あり)

うん。商工会議所の要望書を受け取ったわけで、市長は正式にあとはお答えしたいという話。

○(総務)企画政策室長

会議所からの要望書に対する回答でございますけれども、一度各部で回答をつくりまして、それを取りまとめて1度回答はさせていただいておりますが、さらにその回答についてまたもう一度照会いただいておりますけれども、その内容について、今、取りまとめをしている最中で、まだ正式な回答には至ってはおりません。

○山田委員

それでは、12月4日開催した行政懇談会、前回は年4回ありました。今後、開催する意思や予定をお聞かせください。

○委員長

現時点での予定でお答えいただければ。

○市長

先ほど来からお話の出ている12月4日の件につきましては、行政懇談会という開催は行っていなかったと思います。商工会議所から行政に対しての要請ということで要請書を手交させていただき、その場において意見交換をさせていただいたというところでございます。

行政懇談会においては、私がお役目については一度も行っておりませんし、今のところ、今後において行う予定はございません。

○山田委員

そうですね。ということで、前回、市長が本会議で言われた、商工会議所が変われば、そういう新幹線の会議

にも入れる。例えば、この変わるということに対しては、森井市長は、私を応援しなければ協力などしないぞと、そういう意味なのではないでしょうか。どういう意味で変われと、変わればということなのではないでしょうか。市長、お答えください。

(「市長の政治姿勢だから」と呼ぶ者あり)

○市長

山田委員がおっしゃりたいのは、私個人を政治家として応援しないという表現なのではないでしょうか。そういう意味合いにおいてでの判断は、私はしておりません。

ただ、私も、昨年の春にこのお役目につきまして、市長として就任させていただきました。市民の皆様から民意を受けて、公約等も掲げさせていただいてこのお役目についたというところから、やはりこの公約や、またはこの市の取り組み、それらについては、どの方々においても、商工会議所の方々も含めて応援はいただきたい、このように思っているところでございます。

○山田委員

一言言って終わります。本当に市民の方々からは、商工会議所を的にして、そういう意地悪をしているのではないかと、逆にそういう声が私の耳にも上がってきます。

市長は、そういうふうに小樽、オール野党、市民の応援を受けなければということでは商工会議所も一緒だと言いますが、お互いに歩み寄りが私は必要だと思っています。その点、最後に、どうですか。歩み寄る気はありますか。

○市長

私自身は、山田委員がどのように感じていらっしゃるのかわからないですけども、市政運営の中で、どの組織においても私たちの市政における考えであったり、方向性等をお伝えさせていただきながら行政運営をさせていただいているところでございます。その中で一部だけを抜き出して外すとか、やめさせるとか、そういう思いを持ってやっているわけではございませんので、今、山田委員から御指摘されていることに関しましては、私はそういう理解をしていないということでございます。

(「全然的外れだ。こんなものです」と呼ぶ者あり)

○中村（吉宏）委員

◎高島漁港の観光船事業について

まず、冒頭の発言にございました 9 月 20 日の予算特別委員会で、私の質問に対する答弁の訂正ということがありました。充実した議会議論を行うためにも、こういうことがありますと私も誤解しながらの質問をしなければならぬ状況がありますので、何回も発生しますけれども、くれぐれも慎重に御答弁をいただきたいというふうに思います。

この小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例に関するところを経済常任委員会に回しまして、時間もありませんので、同じ項目の当会派が問題としているところをずばっと質問させていただきます。

先ほど来、産業港湾部参事は、いろいろな許可に対して法にのっとって行っているということですけども、本日、経済常任委員会で手宮・高島地区の岸壁を視察しました。その際、係留をしていた、事業に使うと思われる観光船ですが、車どめに U フックあるいは U ボルトでしょうか、そういう金属を穴をあけてはめ込み、そこにロープを結んで船を係留していた事実を確認いたしました。これについてどういう状況なのか、まずお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室長

車どめに U フックを取りつけている件でございますけれども、私どもがそれを確認いたしましたのは、許可をする半月も前の話でございまして、そのときから車どめ自体はあくまでも車が海中に転落しないように取りつけてい

るものでございまして、それにUフックなどをつけて船舶に係留させる、そんな目的でつくったものではございませんので、あくまでも不適切な行為を行っているということで、発見してからすぐ事業者に、取りつけた所有者を確認した上で、事業者であるということを確認しましたので、早急に取り外すようにという指示をした次第でございます。

○中村（吉宏）委員

恐らくその半月前、6月1日許可ですから、5月十五、六日ごろの状況かと思えますけれども、それ以降、その状況が改善されていない、その中で係船の許可を出したということで確認をいたしました。

ちなみに、あの車どめはどちらの所有になるでしょうか、お聞かせください。

○（産業港湾）港湾室長

あそこの岸壁、護岸につきましては、市で埋め立てして作製した岸壁、護岸でございますので、市の所有物になります。

○中村（吉宏）委員

ということは、小樽市の所有、公物に当たると思えます。公物が小樽市の意思に関係なく毀損されている状況、これを捉えて、法律上どのように小樽市は考えますか、お答えください。

○（産業港湾）港湾室長

法律上どういったことになるかということは、法律で違法かどうかというお話かと思えますけれども、その判断はできませんが、あくまでも私どもの公物に対して穴をあけた、これはやはり器物の破損という状況になろうかと思えます。

○中村（吉宏）委員

おっしゃるとおり、刑法第261条の器物損壊罪に該当する事実になります。これを、今、小樽市は放置しているという状況なのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。お知らせください。

○（産業港湾）港湾室長

先ほどもお話しいたしましたが、まずは好ましい状況でないということで、もともと車どめが船に係留させたことによって、いわゆる本体から、護岸敷からとれてしまう、そういったことが起き得るだろうと思えます。そのために、まずUフックを車どめから取り外すということを速やかに行っていただくよう指示しております。

○中村（吉宏）委員

速やかに取り外すよう指示をしてから5カ月もたっている状況で、しかもこれは状況が犯罪なのですね。刑法上の問題なのです。犯罪なのです。それを放置しているという状況に客観的にあるのですけれども、これについてはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

○産業港湾部参事

5カ月の間、放置をしているというお話ですが、我々は、5月16日以降、再々にわたり注意をしている、撤去について、速やかに撤去しなさいという形で何回も指示をしているところでございますので、放置をしているということでは考えてございません。

○中村（吉宏）委員

なるほど。放置はされていない。その都度いろいろ通告されているのでしようけれども、それでは、いつまでそれを繰り返すのですか。

○産業港湾部参事

今までずっと口頭で注意をしまいりましたので、今後については、段階を踏まえて文書をやる、さらには聞き取りを行うというようなことで……

（「そんな段階もう過ぎてるじゃないですか」と呼ぶ者あり）

段階的な対応をしていくということで考えてございます。

期日については、こういうものをいつまでにやりなさいという定めがあるものではないものですから、適切な時期までに判断をして行いたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

小樽市の財産なのですけれども、市民の重要な大切な財産なのです。それが壊されている状況にあるというのが踏まえて、5 カ月もかけて何の改善も見えない状況で、さらにまだ時間をかけるおつもりなのかなというのが率直な印象なのですけれども、ではいつまでに何がきちんとできなかつたら次は何をして、いつまでに改善がなかつたら何をしようというようなことを具体的にもう少し示してもらえますか。市民の皆さんに説明になりません。

○産業港湾部参事

先ほどもお答えいたしましたけれども、期日、期限等については定めがないものですから、これから手続というのきちんと定められてございますので、その手続に基づいて段階的に、できるだけ速やかに撤去しなさいというふうに我々言うてございますので、できるだけ速やかに段階的な対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

（「それを放置というのではないですか」と呼ぶ者あり）

○中村（吉宏）委員

この器物損壊罪は、刑法上、親告罪に当たりまして、犯罪として訴えるには告訴がなければ提起されないという形になります。一般的に、済みません、私も不勉強なのですが、告訴できる期間というのが、期間限定があって、たしか6 カ月以内だと思うのです。もう間もなく6 カ月を過ぎてしまうのですよ、この違法な状況を。私、この違法な状況に対して小樽市がきちんと対応する義務がある、つまりこういう犯罪の状況であれば、こんなもう半年近くまで改善がない状況であれば、この告訴をしっかり行うべきだと思いますけれども、しっかりやっていただけませんか。要望を含めて御答弁ください。

○産業港湾部参事

今回、器物破損について、親告罪であるということと期限が6 カ月とかということについては、申しわけございませんけれども、私不勉強で、今、答えを持ち合わせてございませんけれども、告訴を含めてどんなことができるのか、先ほどもお話ししたとおり、段階的に手続を踏んでまいりたいというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

段階的手続を踏んでいたら時間が遅いのです。経済常任委員会までにしっかり勉強して回答ください。この質問は、引き続きそちらでやらせていただきますので、お願いします。

◎公益通報「平成27年度人事異動における市長の法令違反」について

次の質問に移らせていただきますが、地方公務員の告発義務についてということで、先日のコンプライアンス委員会の件で質問をさせていただきます。

コンプライアンス委員会では、実証性を欠いた昇任人事が行われた、これ平成27年の人事ですけれども、これについては事実があると認められますという判断をされました。刑事責任に直轄しかねないということで、違法性の判断は避けられていますけれども、法令に違反するおそれのある事実該当するということが申し述べられております。

これでお伺いをしたいのですが、先日来、総務常任委員会でも質問が上がりましたが、刑事訴訟法上で公務員の告発義務というのがありますが、その点、条文をもし把握されていたら、刑事訴訟法の条文をお読みいただきまして、小樽市の御見解を示してください。

○（総務）職員課長

刑事訴訟法は、第239条に告発義務という関係の規定を置いてございます。第1項につきましては「何人でも犯罪

があると思料するときは、告発をすることができる。」、第 2 項につきましては「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」という規定になってございます。第 2 項で言っています「官吏又は公吏」というのは、これは国家公務員、地方公務員のことを指してございますので、この第 2 項が公務員の告発義務に関する規定ということになってございます。

考え方ということでございますけれども、この告発義務につきましては、解説書等によりますと、「告発するか否かについて職務上正当と考えられる程度の裁量まで許さないとするものではない」という、このような解説がございまして。一定程度、告発するかどうかの裁量権があるという解説になってございます。

私どもとしましては、コンプライアンス委員会の結論というのが、違法ということで断定されているものではなくて、あくまでもそのおそれがあるということにとどまっていることがやはり大きいというふうに考えてございまして、確かに公務員告発義務はございますけれども、今回の件につきましては、刑事訴訟法上、職務上正当と考えられる程度の裁量は認められているということ、また、人事に関しての任命権者の裁量権というのは一定程度認められているということ、または少し大げさかもしれませんが、賄賂をもらって任用した場合とか、そういうようなほかに刑事罰を伴う場合のようなものとは少し事情が異なるという、この 3 点があるかというふうに考えてございます。結局、司法判断になりますと、違法か、そうではないかという二者択一の判断ということで、そのことを考えますと、私どもとしましては違法と断定されるというところまではいかないのではないかとということで、この点につきましては顧問弁護士からも同じような、同趣旨の意見をいただいているところでございます。

○中村（吉宏）委員

違法かどうかの判断を皆さんでおやりになるのは、ある意味、司法権への越権行為なのですね。違法かどうかは、司法権、つまり裁判所が判断するのですよ。事実があるかどうか、その事実、可能性を含めてあるかどうか告発をすべき内容であって、そこに義務規定が発生しているのであれば、きちんとその義務を果たさなければ行政不作為になると思うのですけれども、御見解をお願いします。

○（総務）職員課長

少なくとも明確に違法だということがはっきりしていない状況でありますので、そういう意味では、私どもとしましては、その段階までには至っていないというふうに考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

コンプライアンス委員会、第三者機関が、地方公務員法第 15 条の違反のおそれがあると、しかも刑事責任に直轄しかねないものという状況判断をしました。こういう状況を受けて、事実がこうであれば違法性の確認云々ですとか、そういう発想の前に、こういう事実がもう発覚したわけですよ、犯罪の可能性が極めて高い。

ちなみに、刑事訴訟法で規定されている「犯罪と思料する」という、この部分についてはどのようにお考えなのか、条文の規定、お聞かせください。

○（総務）職員課長

先ほども申し上げましたが、解説書等で言いますと、一般的に裁量権というのが、告発するかどうか裁量権が認められているというところがございまして、可能性があるから必ず告発しなければならないという規定にはなっていないというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

裁量権の話、今、私が挙げた条文というのが、裁量権を問う問わないの話ではなくて、条文の記載のとおりの内容なのですけれども、「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは」、この「思料」というのは、どういう意味で捉えているのかを答えてくださいと申し上げました。

○（総務）職員課長

この「思料するとき」という言葉ということだと思うのですが、やはり告発するかどうかについては、組織とし

で判断しなければならないということがございますので、その組織としての判断というところが「思料」という言葉になっているのだと思います。

○中村（吉宏）委員

ちなみに条文は、「官吏又は公吏は」と書いています。これ単体の公務員でもいいと思うのですが、組織で考える必要はあるのでしょうか。

○（総務）職員課長

この条文では、「その職務を行うことにより」という規定が入ってございます。これは、あくまでも犯罪の発見がその職務内容と関係がある場合というふうに解説書等では書かれてございますので、どこの部署の職員でもということではなくて、この人事に関係するところですので、あくまでも告発する義務を負うのは、総務部の人事担当ラインということになるのかと思います。

○中村（吉宏）委員

先ほどの裁量権のところに踏み込んだお話ししますが、学説の有力説などによりますと、行政運営の公平・公正性が刑事行政によって裏打ち、裏づけされているのだと、だからこの条文自体の義務規定は訓示規定だという少数説もありますけれども、本来であれば懲戒等の厳しい処分を伴うしっかりとした厳格な義務規定だという解釈があるのですよ。これを受けて、どうでしょうか、その辺のお話、答弁ください。

○（総務）職員課長

今のお話のとおり、通説としては義務規定だということで、私どももそのように認識してございます。

ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、あくまでも告発するかどうかの裁量部分があるということで、その中で判断させていただいているということでございます。

○中村（吉宏）委員

では、その裁量の部分というのは詳しく説明してもらえませんか。

○（総務）職員課長

結局、先ほども申し上げましたが、明確なほかの賄賂とかの、そういう刑事罰を伴うようなものがある場合にはもちろんはっきり違法だということがわかると思いますので、それ以外の部分につきましては、やはり任命権者としての裁量権、一定程度人事権を持っているということがございますので、その中で、実際、司法判断になった場合にどうなるのかというところで考えたときに、私どもとしては違法と断定される状況には至っていないだろうということで、告発しなければならない義務を持っている状況とまでは言えないのではないかというふうに考えるところでございます。

○中村（吉宏）委員

明確なというか、もう本当にそうなる告発する前にいろいろな状況が発生すると思うのです。任命権者の裁量権という話もありましたけれども、任命権者の行為が不当であるからこそ、あえて違法とは言いません。であるからこそ、第三者機関も何かアクションを起こしてくださいという趣旨でこういうを出していると思うのですよ。皆さんが動かなければ誰がこの法律上の義務を果たすのか、その点も非常に疑問なのではけれども、もう一度考え直してはいただけませんか。

私は、こういう強い義務規定があるのであれば、皆さんどなたかきちんと、しっかりと告発をするべき義務がある、告発すべきだと思いますけれども、御見解ください。

○（総務）職員課長

申しわけございません、繰り返しの答弁になるかと思いますが、私どもとしましては、組織として判断した場合にそこまで至っていないということで考えているところでございますので、現時点で告発をするということについては考えてはございません。

○中村（吉宏）委員

組織として御判断をされた、その材料も、先ほどおっしゃったように、明確な根拠がないからと。では、どこまでいけば、この件の場合だったら、どこまでがわかれば明確な根拠ありというふうに判断されるのですか、逆に。

○総務部長

今回の件につきましては、あくまでもおそれがあるということで、これまで何度もお話ししてきておりますけれども、断定されて違法だということではございませんので、あくまでもおそれがあるという言い方をされているという中でのお話ですので、ですから、委員、今おっしゃるように、どこまでいけばというのは、完全に違法だというような考えが組織の中でも断定されれば、それは告発義務というのは出てくるかと思っておりますけれども、今回のコンプライアンス委員会からの書類につきましては、あくまでもそういったおそれがあるという言い方でございますので、それだけで私どもが告発をするということにはならないというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

おそれがあるという表現は、違法性の評価に関してです、市がそういうことであれば第三者委員会もそこまでは踏み込んだ判断というのは、ほどのことはしないでしょうし。

ただ、一つ、実証性を欠いた昇任人事が行われた事実はある、これが犯罪事実に通ずるところなのですよ、刑事訴訟法の。それについて、「犯罪があると思料するときは告発しなければならない」。だから、皆さんの裁量も、事実があるというところを根拠にしてどうするのかという判断しなければならないのではないですか。もう一度考えて答弁ください。

○副市長

コンプライアンス委員会が前提としたのは、通報に至る事実があったかなかったかと、それを委員会として判断する機関であるということがまず一つであります。

それから、もう一つ言えるのは、その書面があったかなかったかで違法性を判断するわけではない、違法性というのは何かというと、その人事の結果、明らかな犯罪性があったかどうかと、そこが一つ大きな論点でありまして、先ほどの裁量権というところは、今回行われた人事の結果、明らかに犯罪性があったか、その立証が難しいということで裁量権という話をしている、そのところが単に書面があったから適法で、書面がなかったので違法だということにはならないということなので、そもそもその人事の結果が犯罪性がある、または大きな瑕疵がある、何か大きな弊害があったということの違法性がなければ、告発ということはなかなか難しいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

もう少し法律を勉強してきてください。コンプライアンス委員会が、事実、実証性を欠いた昇任人事が行われた事実があるということでもって地方公務員法第15条の規定をしている実証に基づかなければならないという、この法の条文に違反をしている事実があるのだということを言っています、まず。この第15条に違反するという事実が存在し、その法的効果といいますか、そこに罰則規定されているのですよ、地方公務員法第61条で。その第61条に関して、それが罪になるかどうか、その違法性を判断するのが司法機関なのだと先ほどから言っているのです。その事実があったことをもってなぜきちんと手続をとらないのか、ここなのです。

違法性があるのかどうか、黒かどうか、そういうのは司法機関が判断することなのですよ。皆さんの判断することではない。ここに規定されているものをきちんと組織内でまとめ上げて、しっかりと刑事手続なりにのせるのが、私は皆さんの、この刑事訴訟上にある義務をしっかりと履行することなのだろうと思うのです。今のままでは不作為ですよ、法律の義務、履行していないわけですから。この点を踏まえて、もう一度しっかりと答弁してください、やるかやらないか。市長いる前なので言いにくいかもしれませんが、お願いしますよ、しっかりと。

○副市長

その辺は考え方の相違だろうというふうには考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時04分

再開 午後 3 時24分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

この際、理事者から発言の申し出があるので、これを許します。

○（総務）企画政策室長

先ほど、自民党の山田議員からの御質問で、商工会議所からの要望に対する回答について、私は回答に対する 2 回目の質問を現在作成中ということでお答えいたしましたけれども、正確には 2 月 22 日付で正式に回答をしてございます。ほかの事務レベルの照会、いろいろございまして、それと混同してしまいましてお答えをしてしまいました。ですので、正確には「2 月 22 日付で回答済み」ということで訂正をお願いしたいと思います。

申しわけございませんでした。

○委員長

質疑を公明党に移します。

○秋元委員

◎高島漁港の観光船事業について

それでは初めに、先日から質問しています高島漁港の件について質問します。まず、港湾法第 39 条では港湾管理者が分区を指定することができるというふうにしていますけれども、市は分区指定をしております。なぜ分区指定をする必要があったのか、一つ目。

それと、その分区条例では、港湾法第 2 条第 5 項第 7 号で挙げている旅客施設、また浮き桟橋は禁止構造物としておりますけれども、今回、漁港区内にそのような施設が建設されること、なぜ許可できたのか伺いたいと思います。

○（産業港湾）管理課長

分区条例の目的についてですけれども、臨港地区内の分区における建築物その他の構造物の建設等について規制し、港湾施設の利用の増進並びに港湾の適正な管理及び運営を図ることが目的であります。

○委員長

二つ目は。

○産業港湾部参事

分区条例においては、浮き桟橋等については記載がないということでございます。浮き桟橋については……

（「ありますよ」と呼ぶ者あり）

ごめんなさい。制限される建物ではないということであります。

（「されてますよ、ちゃんと。港湾法をちゃんと見てください」と呼ぶ者あり）

○（産業港湾）港湾室長

港湾法第 2 条第 5 項の関係でございますけれども、第 7 号に旅客施設でございます。分区条例でも、これらの施設につきましては、漁港区におきましてはつくることができませんけれども、私どもといたしましては、分区条例におきましてはあくまでも陸上である臨港地区に関する規制でございまして、あくまでも飲食店、物販店という位置づけで適合しているという判断に至っております。

（「そんなこと聞いていませんよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「どうして許可できたのかどうか」と呼ぶ者あり）

浮き栈橋の許可でございますが、あくまでも分区条例では、浮き栈橋そのものは係留施設、第 5 項第 3 号に該当する係留施設ではありますが、分区条例そのものは陸上である臨港地区にかかわる規制でございますので、浮き栈橋は水面に浮かべる栈橋でございますので、この分区条例の規制の範囲外ということで考えてございました。

○秋元委員

なぜそう解釈したのですか。そんなこと、どこにも書いていませんよ。

○（産業港湾）港湾室長

再三お話しいたしますけれども、あくまでも分区といいますのは陸上である臨港地区、これにかかわる規制でございます。したがって、浮き栈橋につきましては陸上でなく水面の利用ということでの係留施設でございますので、分区条例には該当しない、そのように考えております。

○秋元委員

そう思っているということなのですね、勝手に。これ小樽市がつくった条例なのですよ。全く矛盾していますよ、これ。私がつくったのではないですよ。小樽市が分区条例を定めたのですよ、必要だから。そこに記載されているのに、なぜそれを勝手に解釈して、浮き栈橋は水面だとか、そういうことを言うのですか。全くそんなこと条例のどこにも書いていませんけれども。もう一度お願いします。

○（産業港湾）港湾室長

再三ですけれども、係留施設のうち、浮き栈橋につきましてはあくまでも水面に設置するものでございますので、分区条例の運用の中では、それは除外されるという解釈でございます。

（「厳しいな」と呼ぶ者あり）

○産業港湾部参事

今、室長からも答弁がありましたけれども、少し追加をさせていただきますけれども、あくまで分区条例の中での係留施設としての浮き栈橋については水面に設置するものなので、ここで言う係留施設には該当しないということで我々が判断をしたところでございます。

○秋元委員

苦しいですね。そういうのをなぜ、ではこの条例に書かないのですか。勝手に何でも解釈できてしまうではないですか。

では、旅客施設については、これ陸上ですけれども、どういう判断をしたのですか。

○（産業港湾）港湾室長

ただいま委員から旅客施設というお話でございますけれども、私どもはあくまでも陸上に建てられている建物につきましては、飲食店、さらには物販店ということであくまでも解釈しておりまして、旅客施設ではありませんが、飲食店、物販店ということで漁港区の別表第 3 の第 12 号、これに該当する施設ということで考えております。

○秋元委員

資料要求した建築確認申請のところにも、飲食店、物販店という記載はなかったのですけれども、どこを見てそ

のように判断されたのですか。

○（産業港湾）港湾室長

確かにもともとの確認申請の中には用途は特に書いてございませんでしたが、私どもから休憩棟については何に使うのだ、どういったことに使うのだ、そういったことを資料として要求した結果、飲食店、物販店であると確認できるような資料が出てきましたので、まず、そういった点で第12号の飲食店、物販店に該当するというふうと考えております。

○秋元委員

次に進みますけれども、不思議に思うのは、どの話を聞いても無理があるのです。だから、各議員の方も不思議に思うのですけれども。

では、港湾法第37条第2項の支障を与えないことの基本的な考え方、これは国土交通省から示されていますが、水域の用途にかかわらず周辺施設や活動に支障を与えないことが前提と一つなってはおりますけれども、この辺、水域の占用について、なぜ許可できたのかお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）港湾室長

ただいま水域の占用、いわゆる浮き桟橋の計画でございますが、浮き桟橋のまず延長が16メートルでございます、沖合18メートルに設置されるということでございます。

高島岸壁の延長線より陸側に設置されるということで、まず著しい支障にはならないというふうに考えております。

○秋元委員

国土交通省から平成6年9月の通達があつて、いろいろと文言の確認があるのですけれども、ここの部分というのは今お持ちですか。国土交通省が平成21年3月11日に出されている、基本的な考え方の資料なのでもう一度。

○産業港湾部参事

申しわけございません、今、手元ございません。

○秋元委員

この中に四つ、基準を定めるというふうにしてしまして、実は、その四つのうち三つが今回の件に当てはまるのではないかなと思います。

その一つは、「他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと」。これは与えていますよね。

「周辺の船舶航行に支障を与えないこと」。これは、きょうの朝、漁師の方が船が通るときに、斜路と船をロープをかけていまして、その間を船が通れないというふうに言っておりました。

また、「近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと」。漁師の方は個人事業者ですから、間違いなくこれ事業活動に支障を与えているのですが、四つのうち三つがこの規定に該当していますけれども、なぜ著しい支障を与えないというふうに判断したのでしょうか。

○産業港湾部参事

今、手元にそれが無いものですから、正確なお答えにならないかもしれませんが、基本的に支障を与えているというふうに我々認識をしてございます。ただ、その著しいかどうかというのは、我々やはり著しいとは判断しないことから、港湾法第37条第2項には該当しないというふうに考えたところでございます。

○秋元委員

なぜそこまで頑張れるのか不思議なのですけれども。四つのうち三つが、この規定に当てはまっているのですよ。港湾施設の維持に大変な支障を与えているのではないですか。公有財産、行政財産の車どめに穴をあけて勝手に使っているのですよ、無許可で。また、周辺の船舶航行、これも今言いましたけれども、漁師の方の船が航行するのに支障を与えているのですよ。事業者の方の漁業にこれ支障があるとけさも聞いて、参事も聞いたではないですか。

どこが著しい支障を与えていないというふうに判断するのですか。あれだけ困っているという話を受けて、どこが著しい支障がないというふうに判断するのですか。

○産業港湾部参事

この法律の要件で書いてあるのは、あくまで著しい支障ということでありますので、では著しいというのはどこまでだというのが秋元委員のきつと御質問の趣旨かもしれませんが、我々としては本当に著しいという支障にはなっていないというふうに考えているところです。

(発言する者あり)

(「全く根拠がないんですけど」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

では、少し時間をとってください。これ国土交通省から出ている通達ですから。基本的な考え方、支障を与えないことの言葉の定義について定められているのですよ。周辺の施設や活動に支障を与えないことが前提なのですよ、参事。前提になっているのです。でも、その前提を覆して許可しているのですよ。それなので、もう一度時間をいただいて、休憩してください、委員長。言葉を確認して、この文言、通達を確認してから答弁し直してください。

○委員長

資料もないということと、法律も絡んでいますので、慎重に正確に答弁もいただきたいと思いますので、これについてはしっかり確認をしていただきたいというふうに判断をいたします。

休憩といたします。

休憩 午後 3 時39分

再開 午後 4 時26分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

理事者の答弁を求めます。

○（産業港湾）港湾室長

秋元委員の質問に対しまして、手元に資料がなく、答えに時間がかかりましたことにつきましておわび申し上げます。

御質問に対してでございますけれども、国土交通省からの通達によりまして、水域の占用にかかわる許可の基準ということでの御質問でございました。この通達によりますと、まず、平成 6 年 9 月の通達で許可するに当たっての審査基準といたしまして 4 点例示されております。一つ目は「他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと」、二つ目「周辺の船舶航行に支障を与えないこと」、3 番目「近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと」、4 番目「環境を悪化させるおそれがないこと」という基準でございます。

平成21年 3 月11日の通達では、この平成 6 年の通達の審査基準に基づきまして次のように解説してございまして、それを読み上げます。「「支障を与えない」かどうかの判断は現場条件によって異なるため、「支障を与えない」ことを定義することは困難であるが、支障を与える事例を明示することによって、申請者はあらかじめ港湾管理者の判断を推測することが可能」だということでございます。

ということで、一応この通達に基づくガイドラインといたしまして、「支障を与えない」事例のモデル案というものが提案されております。それにつきまして御説明を申し上げます。

まず、一つ目の審査基準であります「他の港湾施設の維持及び整備に支障を与える事例」といたしまして、「「他の港湾施設の維持及び整備に支障」を与える場合は、近隣の港湾施設の構造の安定に影響を与えたり、日常の点検

や被災時の復旧作業、将来整備が想定される港湾施設の設置に支障を与える場合が想定される」と事例が示されておりまして、例えばでございますが、「海底に杭を設置することにより、近傍の護岸の基礎捨石を貫入するなど、直接構造物に影響を及ぼす場合」などが例示されています。

(「護岸だよ、護岸」と呼ぶ者あり)

次に、二つ目の基準でございますけれども、「周辺の船舶航行に支障を与える事例」といたしまして、「「周辺の船舶航行に支障」を与える場合は、当該水域周辺において船舶の安全な航行が確保できない場合が想定される」ということでございます。その具体的な事例といたしまして、「構造物を設置する際、夜間の視界の悪い日において、近隣を航行する船舶が構造物の存在を認識できないおそれがある場合」などが挙げられております。

3 点目でございますが、「近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与える事例」として、「「近隣に立地する事業者の事業活動に支障」を与える場合は、陸域で行われている事業活動の妨げになる行為が行われる場合が想定される」ということで、例といたしまして、「隣接する陸域にある店舗等の営業を妨害するおそれがある場合」などが掲げられております。

最後に 4 番目として「環境を悪化させるおそれがある事例」というのがありますが、これについての説明は割愛させていただきますが、これらの三つの例につきまして、私どもは、それぞれ今、私が話しました内容には至っていないということで、著しい支障はないという判断に至った次第です。

(「いや、苦しいわ、それは」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

ひど過ぎますよ。あれだけ港湾室長は、あの漁師の方のお話聞いていたではないですか、一緒に。これ全部当てはまりますよ。護岸、そして構造の安定にかかわることというふうに最初言っていましたけれども、これ、まさしくそうではないですか。護岸に車どめに U フックをつけて係留しているのですよ。なぜ、これが支障を与えないというのか。また、船舶の航行だって、海の中にロープを張っているのですよ。そこを漁師の方、船で通れないと言っているのに、これ、まさしく支障を与えているではないですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

全く説明になりませんけれども、港湾室の方々、皆さんそういう意見なのですか。そういう考えでいいのですか。

○産業港湾部参事

今、室長からもお答えをさせていただきましたけれども、支障を与えないかどうかの判断は現場状況によって異なっていて、非常にそれを定義することは困難だというふうな前提で……

(「被害をこうむっている方がいるんですよ、それで」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、発言を控えてください。

○産業港湾部参事

それで、具体的なあくまでモデル事例として提案がされているわけでございますけれども、その中では、例えば今の周辺の船舶航行に支障を与える事例として例示されてございますのは、夜間や視界の悪い日において構造物の存在が認識できなですとか構造物の反射波が影響あるとか、イベントの実施の際にエリア外に流出するだとかということが示されておりますので、我々はこの中には通常の漁業者の船舶の航行について支障を与えるということが、あくまでモデル事例として提案されてございますけれども、その中には該当しないということで判断してございます。

(「地元の声はどうなるの」と呼ぶ者あり)

(「高島の漁師の方の意見というのは無視することなのですね、それじゃ」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、今のは質問であれば。

(「いや、質問じゃないです。無視するということでもいいのですね、そうしたら」と呼ぶ者あり)

秋元委員、質問を続けてください。

○秋元委員

高島の漁師の方々、きょう言っていましたけれども、俺たちも市民なんだと怒っていましたよ。何でそれが支障に当たらないというのですか。迷惑だと言っているのですよ。迷惑ではないのですね、それでは。漁師の人たちに迷惑をかけていないのですね。参事、どうなのですか。

○産業港湾部参事

先ほどもお答えをいたしましたけど、支障は与えていると思っていますけれども、ただ、ここで言う先ほど秋元委員がおっしゃった水面占用の考え方に基づくと、事例が提案されている中には該当はしないということでございます。

(「ひどいでしょう、それなら」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

支障を与えているのだったらどうするのですか、それでは。どういうふうに対応するのですか。

(「今、支障を与えていると御本人言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

今後とも、先ほどもお答えしましたけれども、漁業者の皆さんと話し合う機会を設けるべく漁業組合にお願いをしてございまして、今、組合の方からもそういうことで、今議会が終わったら漁業者の方とお話し合いをするということで打ち合わせを進めてございますので、今後改めて漁業者の皆さんと我々の考え方だとかについて説明をして理解をいただくように協議してまいりたいと思っております。

○秋元委員

漁師の方が言っていましたけれども、漁業被害が出ているのですよ。では、市が賠償するのですね。一日一日被害が出ているのですよ。

○産業港湾部参事

きょう漁業者の方からそういうお話がありましたので、それはどういう実態なのか我々もまだ確認してございませんので、それについては今後確認をして、例えば被害を及ぼした原因者がいるのであれば、そういう方にまた応対をするとか、そういうことになろうかと思えます。

(「ひどい答弁だな」と呼ぶ者あり)

(「被害あるって言ってるじゃないですか。何でそんなとぼけたこと言うんですか」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

理事者の方に申しわけないですけれども、これが市長、市長が適材適所と言った実態なのですよ。港湾法の何たるかをわかっている方いらっしゃいますか。こんな簡単なことだって答えられなかったではないですか。ましてや、漁師の方が被害あると、漁業被害があると言っているのに、これから調べるってどういうことなのですか。生活かかっているのですよ、参事。市長でもいいですよ。漁業被害、市で弁償するのですね。

○産業港湾部参事

先ほどもお答えしたとおり、まだ我々としては被害があったかどうかというのは、漁業者の方はたくさんお話をされていましたが、我々としてはまだ確認をしてございませんので、被害の状況などを確認して、その原因がどこにあるのか、そこを含めて確認をさせていただきたいというふうに思っております。

(「朝に明らかにあったでしょう」と呼ぶ者あり)

(「市民目線で市長、答えてください。毎日困ってるんですよ、漁できなくて。市民目線だというのだから市長、答えてくださいよ。漁業者も今、見てますから、はっきり言ってください」と呼ぶ者あり)

(「今のは質問なんですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

この以前に市長が参事と言っているのです、もし答えていただければ。

(「参事答えてないからさ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○市長

前段になぜか人事のことを触れられておりますけれども、私は今の港湾室の職員におきましては適正な対応をいただいているというふうに思っておりますので、秋元委員と認識は違うというところでございます。

また、漁業関係者の方々が、先ほど来からお話が出ているように、不安であったりとか心配等が出ているというのは我々も認識しているところでございます。やはり事業者の方々と漁業関係者の方々が良好な関係で円滑に進んでいくということは大切なことでございますから、それについては、先ほど来港湾室からもお話ありますけれども、その関係者の方々があたり漁業組合の方々と対話をしながら、その方向に進んでいくことが望ましいかと思っております。

○秋元委員

そんな流暢なことを言っていられないのですって、生活かかっているのですから。市長、責任とると言ったではないですか。どういうふうに責任とるのですか。

○市長

今お話をさせていただいたとおりに進むことを我々として努力をして責任をとっていくということでございます。

(「そんなの当たり前の話で責任じゃないでしょう」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

全く、市長を初め小樽市の職員の方々どうしたのですか、一体。どこを見て仕事をしているのですか。市民が困っていると言っているのですよ。助けてくれと言っているのですよ。何でそういうことができないのですか、何カ月間も放置して。何かこんな解釈ねじ曲げて、法をねじ曲げて許可しなければならない、急がなければならない理由は何かあるのですか。答えてください。

○産業港湾部参事

秋元委員から法を曲げてというようなお話ありましたけれども、我々としては法に基づいて許可するものは許可したというふうに考えてございます。

(「基づいていないのは、さっき明らかでしょう」と呼ぶ者あり)

(「法に基づいているんですね」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

では、次に進みますけれども、最後にどれだけ法に基づいていないか指摘させていただきますから。

今回、港則法に基づく工事の許可を海上保安と協議するようにというようなお話でしたけれども、どういう協議をされて、どういう判断を海上保安がされたのか伺いたいと思います。

○(産業港湾)管理課長

港則法に基づきます許可等につきましては、あくまでも浮き栈橋を設置する際に海上保安部と事前に協議するようというお話でありました。現在、浮き栈橋については、工事、設置ですとかまだ行われていない状況で、事業

者もこの辺についてはまだはっきりしていない状況なので、事前に一度は海上保安部には相談には行っていますけれども、現在まで設置に至らない状況なので、その後の詳細についてはまだ協議していないというふうに聞いております。

○秋元委員

けれども、小樽市で許可を出しているのですよね、これ。もう一回答えてください。

○（産業港湾）管理課長

浮き栈橋の設置については占用許可を出しています。

（「何で、そして海上保安の協議の話を知らないのですかということですか」と呼ぶ者あり）

○産業港湾部参事

今、管理課長からのお答えに少し追加をさせていただきますけれども、浮き栈橋については、我々としては、一つは工事等の許可申請、先ほど委員からもお話ありましたけれども、これについては6月30日までの期限に限って許可をしたところでございますし、浮き栈橋については水面占用許可をしているということでございますけれども、実際に浮き栈橋の設置に至ってございませんので、それについては工事の許可に当たっての海上保安部と、水面の占有はうちで、港則法に基づく工事許可といいたいまいしょうか、それについては海上保安部なので、それについてはまだ工事をしていないので協議をしていないというふうに聞いてございます。

○秋元委員

全くわけわからない話なのですけれども、それで6月1日、市でさまざまな許可をしています、6月3日に港湾室から各組合に対して今後の対応について検討してもらうよう要請したということなのですけれども、これ全く逆な話なのではないですか。許可する前にこういうことをお願いしないとならないのではないのですか。なぜ、これ逆になったのでしょうか。許可ありきだったのではないのですか。6月1日と6月3日ですよ。許可してしまったら、組合だって反対できないでしょう。

○産業港湾部参事

6月1日に我々が三つの申請に対して許可を与えていますけれども、それ以前に、5月27日もそうですし、事業者に対して説明するように求めてございますし、我々も事業者に対してそういう形で説明に行くようにという形で話をしたところでございます。

○秋元委員

だから、順番が逆じゃないですかという話です。許可してしまってから対応を検討しろといったって、そんなものできるわけじゃないではないですか、許可出してしまっているんだもの。

○産業港湾部参事

これについては市長からも答弁をさせていただきましたけれども、あくまで漁業者の説明というのは、今回の許可要件になってございませんでしたので、要件となっていないのであれはしてございませんけれども、許可の判断とかその経緯については漁業者に市としての考え方を説明して理解を得るべきだったというふうには考えてございます。

（「十分要件だよ」と呼ぶ者あり）

（「全然、だから対応が逆でしょうって。何で逆になったんですか」と呼ぶ者あり）

○委員長

対応が逆だったのに対してのお答えを秋元委員は求めています。なぜ漁業者に対しての説明が後になったのかということに対して答弁をお願いします。

○（産業港湾）港湾室長

確かに6月1日の許可日の後、6月3日に市の漁協と機船組合を訪問いたしまして、この際には許可をしたとい

う事実と、許可の際に特に両組合にかかわる案件といたしまして航行の安全について協議するように指導したという件、それからもう一点は、漁港区の中には漁業権が設置しているので、漁業権の取り扱いについて事業者にはきちんと市の漁協とお話をするようにと、調整するようということを指導したということを申し伝えに行きまして、それぞれにつきまして、これは前から事前にこういうようなことを指導という範疇でしかつけられないですけどもということで、そういったお話はしていたのですが、それが正式に 1 日に許可せざるを得なかった部分もありまして……

(発言する者あり)

つけた指導ということで先ほど委員からもお話があった港則法に基づきという部分と航行の安全の協議をすること、それと漁業権についての調整をすること、これを申し伝えていたので、それについての協議をしてくださいということをお話ししに行った次第です。

(「全然答えになってないですよ、質問していることと違いますよ」と呼ぶ者あり)

(「許可せざるを得ない状況にはなっていないでしょう」と呼ぶ者あり)

○委員長

話が平行線で、秋元委員、質問を進めていただいて、今の件も含めて質問してください。

○秋元委員

質問していることに答えていないのですよ、だって。

○委員長

先ほど参事の、要件になっていなかったことが理由ということ。

(「許可要件になっていなかったと」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○産業港湾部参事

今、委員長のお話は聞き取れませんでしたけれども、私、先ほど言ったのは、法的な要件とはなっていなかったけれども、今後のその辺の経緯だとか判断については漁業者にその際に説明すべきだったというふうに考えてございます。

○秋元委員

だから、間違いだったのですよね。適切ではなかったということですよ。

○産業港湾部参事

不適切ということではなくて、あくまで許可要件になっていなくて、許可要件というのは漁業者の説明が許可の手續の要件となっていなかったのが、我々としては法的に判断をして各種許可、三つの許可について 6 月 1 日に出したということでございます。港湾室長からも、許可せざるを得なかったということではなくて、我々……

(「言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

そういうことではなくて、少しつけ足しますけれども、あくまでそういう法的に基づいて 6 月 1 日にやっておりますし、事前に事業者に対しては必ず漁業協同組合等に説明するようということについては指導したということでございます。

○秋元委員

前の日に漁業計画概要書を提出されて、次の日にこれを許可しているのですよ、6 月 1 日に。先ほど港湾室長が言った許可せざるを得なかったってどういうことなのですか、これ。やはり許可ありきということなのではないですか。どうですか。

○（産業港湾）港湾室長

せざるを得なかったというのは語弊があったかと思いますが……

（「心にあるからそう言っちゃうんですって」と呼ぶ者あり）

許可してから漁業組合に許可に当たっての指導内容を説明しに行ったということでございます。

（発言する者あり）

（「どうなっているのですか、一体もう」と呼ぶ者あり）

○秋元委員

もう本当にいいかげんな許認可ですよ、本当に。皆さんの先輩の方に私お話聞きましたけれども、全く今回の手続についてはあり得ないと言っていましたよ。それをあなたたちも、とにかく違法ではない、適法だと言い張っているのですよ。許せないです。漁師の方が助けてくれと言っているのに、まだそういう言い方をするのですね。

次、行きますよ。6月30日、これ分区条例上、適合するかどうかというのが判断できないということで、意見を付して確認申請書を返却したのですね、建築指導課へ。これ、なぜ判断できなかったのか伺います。

○産業港湾部参事

確認申請上は、あくまで用途等が記載されていなかったものですから、その建物の用途等について確認をすると。休憩棟だとか、ただそういう棟の名称しか書いていなかったのも、条例上判断できなかったということでございます。

○秋元委員

それで、追加説明を業者の方が2回にわたって、7月4日、7月15日されていますが、これ本当に追加の説明のこの用紙を読んで私は驚きましたけれども、シャワー棟というのはシーズン中、訪れた方が水遊びをした後の汗流しの目的と書いてあるのです。業者の方が発行しているこのパンフレットに「遊べるビーチ」というのがあって、これ、ここで水遊びするということなのですか。漁港区で、あそこで何か水遊びさせてもいいということなのですか。どうなのですか。どういう水遊びするのですか。

○産業港湾部参事

漁港区の中で水遊びはできないというのは、そういうことにはならない。水遊びはどこでもできると言ったらおかしいですけども、親水という意味では商港区でもできますし、マリーナ港区でもできますし、漁港区に限ってできないということではないということと、あくまでもシャワー棟については趣旨が違うということで事業者は設置をしないということで、後ほど用途の変更が出ているということでございます。

○秋元委員

水遊びできていいのですか、あそこで。それこそ漁の妨げになるのではないですか。どうですか。

○産業港湾部参事

俗に言う遊べるビーチという中で漁業者の方が迷惑になるよというような遊びということは、それはお互いの、いろいろなところで遊べるビーチといいましょうか、例えば築港でも皆さんやっていますし、それが漁業者の邪魔になるかという、それはお互いの暗黙の了解ということで支障にならないような形でそれは利用するということで、それを遊べるビーチというのは、それは最後に出たパンフレットですので、我々はこの6月1日許可の時点では、想定していなかった表現であることは間違いありません。

（「だめじゃないですか、したら」と呼ぶ者あり）

（「何言ってるんですか。命かけて働いてるんですよ、漁業者」と呼ぶ者あり）

（「知らなかったからいいっていう話にならないでしょう」と呼ぶ者あり）

知らなかったということではなくて、そういう……

（「知らなかったんでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長

静かに、お静かに。答弁が聞こえなくなります。

○産業港湾部参事

許可日にはそういうことについては知り得なかったということでございます。6 月 1 日時点では、そういう契約にはなっていなかったので、我々としては把握できなかったということでございます。

(「じゃあ、何でもできるのですね、そうしたら」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、質問を続けてください。

(「とんでもないことだよ、それ。本当にそんなこと真面目に言ってるのですか、そんなこと」と呼ぶ者あり)

(「全国の笑い物だよ」と呼ぶ者あり)

秋元委員、質問であれば立ってお願いをいたします。

○秋元委員

もう勝手にこんなことやり出していいのですか、だけれども。最初、申請書を出したときには知らなかったけれども、後で事業者がやり出したから仕方がないのだということですか。漁師、ここ漁業権あると言っていた海ですよ。どう考えているのですか、これ。本当に何でもありなのですか、ここ。

(「漁業権の侵害になりますよ」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

漁業権の侵害ということでありますけれども……

(「私、漁業権の侵害なんか言っていないって」と呼ぶ者あり)

何でもいいかということについては、6 月 1 日時点での届け出がそういうことで許可をしましたけれども、今後、利用実態を見て不適切な使用があれば、それはまた指導をしていくなりということをしていかなければならないというふうに思っています。

(「ちょっとマメに指導しなければいけないということですか」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

そろそろまとめのところに入ります。これはしっかり質問をするというふうに言っていましたが、今回、運河護岸・物揚場護岸登録申請書を出されていますけれども、これ当然事業者の方の手元にもあると思うのです。登録に当たっての条件の 9 番目、これどのように記載されていますか。

○(産業港湾) 管理課長

運河護岸・物揚場護岸登録に当たっての条件の 9 番目ですが、「海上交通安全法や港則法等の船舶交通の安全を図るための各法令、及び小樽市港湾施設管理使用条例及び同施行規則を遵守するとともに、海上保安部をはじめとする官公庁、並びに小樽市からの指導等があった場合は速やかに従うこと」となっております。

(「従ってないじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

これまで再三にわたって指導してきたのですよね。ところが、従わないわけですよ。これ、この条件にまず違反していませんか。

○(産業港湾) 管理課長

護岸の登録に当たっての条件は、申請者が係船柱等を設置することであり、設置に当たってはあらかじめ市と協議の上、承諾を得てから行うこととしておりますので、現在、Uフックを撤去せずに係留し続けるということであるので不適切な状態であると考えます。

(「不適切じゃなくて反してるかどうかなのですかと聞いているのです。条件に反していませんかと聞いているのです」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

条件の 9 でございますが、前段省略しますけれども、「小樽市からの指導等があった場合は速やかに従う」ということについては、速やかに従っていないという状況にあると思います。

(「だから、反してるか反してないかと聞いているんです」と呼ぶ者あり)

反しているか反していないかということではなくて、従っていないというふうに思っております。

(「何を言ってるんですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

従っていないと。

(「だから、それは反してるか反してないかと聞いているのですよ」と呼ぶ者あり)

(「自分たちでつくったものを適用しているかしていないかわからないのか」と呼ぶ者あり)

(「ごまかしたってだめですよ」と呼ぶ者あり)

(「答弁してください」と呼ぶ者あり)

○産業港湾部参事

従っていないわけでございますので、反しているということでは反しているというふうになると思います。

(「だから、最初からそう言えればいいではないですか」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

それで、小樽市港湾施設管理使用条例の第 7 条第 3 号にはどのように記載されていますか。

○(産業港湾) 管理課長

港湾施設管理使用条例第 7 条第 3 号「この条例又はこの条例に基づく許可の条件に違反したとき。」……

(「それは許可の取り消しの要件なんですね」と呼ぶ者あり)

失礼しました。では、第 1 項、最初の前文から行きます。第 7 条第 1 項「市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、港湾施設の許可若しくは承認を取り消し、又は使用を停止することができる。」、第 3 号として「この条例又はこの条例に基づく許可の条件に違反したとき。」となっております。

○秋元委員

これ、違反しているということですよ。これ、許可の取り消しの要件になるということですよ。どうですか。

○(産業港湾) 港湾室長

該当いたします。

○秋元委員

なぜ、これ、この条例に従って処分しないのですか。市長、いつも市民目線で公平・公正にと言っているではないですか。何で処分しないのですか、4 カ月間も。条例違反を小樽市が犯しているのですよ。どうですか。

○(産業港湾) 港湾室長

確かに許可に当たった条件に違反していることになります。これを今、是正するように、口頭でございますが、これまで絶えず指導してきた次第です。今後につきましても、一定の手続を経た中で、ただいまの条例に違反しているということでの判断がいつか近いうちに下されることになるのではないかとはい思いますけれども、今のところはそれを是正するために私どもは指導しているという状況です。

○秋元委員

では、なぜ処分しないのですかということなのですよ。ほかの事業者の方もそういうことをしたら許すのですか。4 カ月間も許すのですか。全く公平・公正ではないではないですか、これ何でこういうことになるのですか。市長

の関係される方だからですか。通常こんなこと考えられないですよ。小樽市が条例違反しているのではないかという疑いかけられているのですよ。今、条例違反だと言ったですよ、おかしいではないですか。何ですぐ手続をとらないのですか。条例にも違反しているし、行政手続法にも違反していますよ。どうなのですか。

○産業港湾部参事

先ほど室長からも答弁したとおり、今、段階的に手続を踏んでいるところでございますので、ここで言う承認を取り消すというまでにはまだ至っていない、今後そういうことも、係留の方法だとかいろいろな方法についてまず検討をしていくということが必要だというふうに思っております。

○秋元委員

いつまで検討するのですか。先ほどから言っていますけれども、漁業者の方、毎日、一日一日生活かかっているのですよ。もうそんな検討している余裕なんかないのですよ。だから、きょうあのように漁師の方々が来たのですよ、わざわざ。いつ、これ手続するのですか。いつまでにやるのですか。はっきりしてくださいよ、4 カ月もたっているのですよ。

○産業港湾部参事

確かに4 カ月がたってございますので、今後、段階的に手続を踏んで、小樽市行政手続条例もございますので、そういう手続条例に基づいて段階的にやっていくというふうに思っております。

(「待てないんですって」と呼ぶ者あり)

(「市みずからが条例を犯しているんだよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、質問を続けてください。

○秋元委員

市長、適正に法にのっとってというようなお話をずっとされていますけれども、今、原課の方々言われたように条例に違反しているのですよ。すぐにこれ市長、手をつけるべきなのではないですか、対応するべきなのではないですか。きょうにでも、あすにでもやるべきなのではないですか。どうですか。市長、答えてくださいよ。

○市長

Ｕフックの件についてかと思えますけれども、それにつきましては、今までも原部等から答弁をさせていただいているように、Ｕフックにおける撤去については指導等を続けているところでございます。そのような中で今後において、先ほど来から答弁しているように、それに対しての期限とか日程とかということが存在しているわけではございませんので、今までは原部・原課としてそのように対応させていただいているところでございますけれども、それについては今後、指導であったり命令であったり、それを改善するための手段だったり、それを原部で対応を少しずつ変えていく中で改善を図っていく、これが今、行政としてやるべきことだというふうに思っているところでございます。

○秋元委員

市長に伺いますけれども、なぜ業者側に立った発言しかされないのですか。だって、条例に違反しているのだったら手続をとればいいではないですか。漁師の方々が片や生活困っていると言っているのですよ。なぜ業者側に立って発言するのですか。違反しているのですよ、だって。

○市長

許認可の件につきましては、法令の流れにのっとって取り組ませていただいているところでございます。そして、Ｕフックの件については、また別の問題だと認識をしておりますので……

(「違う」と呼ぶ者あり)

それは不適切な状況だということは認識をしておりますので、改善を図るように取り組んでいるところでござい

ます。

また、先ほど来から担当からお話が出ていますけれども、この許認可においては、漁業者に伴う協定とかがその認可要件に入っているわけではございません。

(「そんなこと言ってません」と呼ぶ者あり)

ですので、先ほど来からお話しさせていただいているように、漁業者の方々が心配であったり不安等があるという状況でございますから、それにおいても今まで港湾室では自発的に漁業組合等歩みながら、その協定等の提案等もさせていただいて、良好な関係を保つために今まさに取り組んでいるところでございますので、またそれはそれの件としてしっかりと対応できるように進めていく、それがやるべきことだというふうに思っているところでございます。

(「全然わかってないな」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

小樽市が条例違反を犯しているのですよ、市長。そういうふうに原課の方々認めているのですよ。

(「違法な状況で許可している」と呼ぶ者あり)

何で市長、それは正しようと思わないのですか。みずから小樽市が是正して条例にのっとって手続きしようと思わないのですか。市長も法を犯しているということになりますよ、認めているのですから。どうですか。

○市長

先ほど来から原部からもお話をさせていただいておりますけれども、Uフックの件については不適切な状態なので改善を図るようにならずと指導等をしているところでございますから、それに伴って法令違反をしているというふうに私は考えているところではございません。

○秋元委員

その根拠を話してくださいよ、なぜ違反していないと思っているのか。私は、今、原部・原課の方々と議論して違法だと言ったのですよ。違反だと言ったのですよ。

○市長

失礼いたしました。今、答弁、私の仕方が悪かったと思いますけれども、違法状態を助長させているという認識はございません。しかしながら、その不適切な状況に対しては改善を図っていかなければならないと思っておりますので、それについては、それこそその状況が発覚して以来、ずっと港湾室としてそれに対しての改善を図るようには伝えているところでございますので、御理解をいただければと思います。

(「委員長、小樽市のことを聞いたので、漁業者とか事業者のことではなくて小樽市のことを聞いているので、もう一度市長に」と呼ぶ者あり)

○委員長

今のは市長に対して、市長、今の秋元委員の質問は法を犯している市、それを市長がこのままにしておくのかという趣旨だったと思いますが、それについて、いま一度答弁をお願いいたします。

○市長

何度も恐縮ですが、ですからそれを改善するために指導していくことが役割だというふうに思っているところでございます。

(「全然わかっていない、副市長、教えてあげてくださいよ、ちゃんと今の状況を」と呼ぶ者あり)

(「全然違うじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「条例違反の状況続いているんだから」と呼ぶ者あり)

(「小樽市は違法状態なんですよ、今」と呼ぶ者あり)

(「本当に、その通り」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、質問を続けてください。

○秋元委員

小樽市は、今、違法状態なのですよ、違法状態を行っているのですよ。それ適切にはなくて、すぐやろうと思えば市長のもとでできるではないですか。行政手続きできるのですよ。なぜ、それをやらないのですかということを言っているのですよ。小樽市が違法状態なのですよ、今。

○市長

先ほど来から秋元委員はやっていないというお話しされていますけれども、担当の職員はそのことを把握して以来ずっと指示等をしているところでございますので、行っていると私は認識しております。

(「話聞いていないんじゃないですか、市長」と呼ぶ者あり)

(「わかってない」と呼ぶ者あり)

(「全く」と呼ぶ者あり)

(「副市長、教えてあげてくださいよ、本当にもう全然かみ合わない」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、質問をお願いします。

○秋元委員

小樽市の港湾施設管理使用条例の第 7 条第 3 号に違反していますよねということで議論していたのですよ。そうしたら、原課の方は違反ですと認めたのです、市長。だから、その違反の状態を放置していいのですかということを知っているのです。市長がやる気になれば、きょうでもあさってでもあしたでも手続きできるではないですか、それをなぜやらないのですかということを言っているのですよ。業者の U フックの話はもう今していませんから、小樽市の条例違反の話をしているのですよ。

(「その条例違反に基づいて許可まで出しているっておかしい話だ」と呼ぶ者あり)

(「わかんないよな」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○(産業港湾) 港湾室長

使用条例の第 7 条第 3 号「この条例又はこの条例に基づく許可の条件に違反したとき」、これには該当するというふうには答弁いたしました。許可の条件の中に係船柱、係船環などをつけなさいということをもって条件にしておりますので、それについてはまだ履行していませんので、いわゆる条件に違反したときに該当すると、そういうことで先ほど該当するというふうにお話ししております。

(「何詭弁使ってるんだよ、違うだろ、そういうことじゃないよ」と呼ぶ者あり)

(「そんなこと私は聞いていませんので」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○産業港湾部参事

市が違法状態にあるという委員の発言がございましたけれども、先ほど私からお答えしたのは、港湾の登録の条件の 9 の「速やかに従うこと」については、それについては速やかに従っていないので違法だという話をさせていただきましてけれども、管理使用条例の第 7 条第 1 項第 3 号については、違反したときについては、段階的に手続きを踏んでいるところなんですということで、これについては別に我々違法だというふうなことでは認識していることではございません。

(「いつまでやるんですか、じゃあ」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、質問を続けてください。

(発言する者あり)

○秋元委員

いつまで、だからこういう状況が続けるのですか、それを言いたいのですよ。違法、違反状態なのではないのですか。ましてや条例の中でも、それに対する許可の取り消しまでうたわれているのですよ。なぜそういう処分をしないのですかということを知っているのですよ。もう検討したりする段階は超えているのではないのですか。参事、きょうの朝の漁業者の方々の話を聞いて、まだこれから議論しようというのですか。すぐにでもよけてほしいということではないですか。いつまで議論して結果出すのですか。ましてや小樽市港湾施設管理使用条例にのっとって手続しないのですか。行政手続法にのっとって処分すればいいのではないのですか、従わないのですから、指導に。なぜそれをしないのですかということを知っているのですよ。

○産業港湾部参事

先ほどもお答えしたとおり、小樽市行政手続条例に基づいていろいろな段階がございますので、相手からの、市が不利益処分をしようとする場合の手続というのは決められてございますので、それに基づいて、判断といいましょうか、手続を進めてまいりたいというふうに思っております。

○秋元委員

行政手続法なり行政手続条例に基づいて不利益処分をするということでもいいのですね。そういうことをきちんとはっきり言わないと、漁師の人たち安心できないのですよ。いつまで待てばいいのですか、これ、この状態を。もう4カ月間もこの状態が続いてきて、いつまでにそういう処分をするのですかということを知っているのですよ。段階的に手続を踏むのはわかりますけれども、もう、だって従わないではないですか、4カ月間も指導してきているでしょう。だけれども、従わないのですよ。手続するしかないのではないのですか。いつまでにやっていただけののですか。しっかり決めてください。

○市長

先ほど来、原部から答弁させていただいておりますけれども、その日程についてこの日というふうに区切ることは何もうたわれているものがないので、残念ながらそれを表現することはできません。

ただし、やはりUフックは取り外していただかなければならないというふうに思っておりますから、それについては粘り強く対応していくことが第一であると思っております。

また、今の御指摘と漁業者との関係については、私は別なお話だというふうに思っております。漁業者の方々がそのように御心配、不安を抱えているというのは非常に私たちとしても危惧している、懸念しているところでございますので、それについては先ほど来これも答弁を続けていますけれども、やはり漁業関係者の方々とある意味、許可要件とはなってはおりませんけれども、やはりそのような御心配等があるということは行政としても……

(「心配じゃないんだって」と呼ぶ者あり)

対応しなければならないというふうに思っておりますので、そういう意味合いにおいては、本来であれば漁業関係者、漁業組合、そして事業者の方々が直接やりとりされる場面かもしれませんが、行政としてはそこに携わってその改善をしっかりと図って、良好な関係になるように行っていく、それは先ほどの御指摘とは別なお話だというふうに思っておりますので、それはしっかりと我々としてもやっていかなければならないと思っております。

○秋元委員

市長、全くわかっていないのですけども、Uフックを外せばいいということではないですよ、もう。行政財産なのですから、あの車どめというのは。あれ弁償しなければならないのですよ。壊れる前に早く外していただいてもどおりに原状復帰してもらわなければならないのですって。市長、そういうこともわかっていないのですか、全

く。Uフックを外せばそれで終わりということではないですよ。

先ほど林下委員が言っていましたけれども、いつ漁師の方と直接会って話を聞いていただけますか。そうしたら、本当にどれだけ生活が苦しいのか大変なのかというのがわかってもらえますよ。直接聞いてくださいよ。いつ聞いていただけますか。

○市長

恐縮ですが、今、具体的にこの日とは言えませんが、先ほど来から担当、参事からお話ありましたけれども、議会が終わってその時期を見て速やかに行けたらというふうには思っております。

○秋元委員

いや、議会が終わってからとか、そんなのこちら側の都合なのです。先ほどからも言っていますけれども、生活かかっているのです。小さい子供がいる方もいらっしゃる、親と一緒に暮らしている方もいらっしゃる、漁獲量がどんどん減っている中でどうやって生活していこうかと毎日毎日苦しんで生活しているのです。その自分たちの漁業権のある場所をいきなり占領されているのです。船をよけてくれと言ってもよけてくれない、そういう中で、市長、どう思いますか。議会が終わってから話を聞きますと、そんなこと言えるのですか。市長から会いに行けばいいではないですか。どんなふうに仕事しているのか、どれだけ漁獲量が減っているのか、どうしてほしいのかと直接聞けばいいではないですか。何が議会終わってからですよ。

(発言する者あり)

本当に市長、ずっとこの間、いろいろな方の議論も聞いていましたけれども、全く市民の、特に漁師の方々のほうなんて見ていませんよね。業者のほうしか見ていないのです。これだけ何とかしてくれと言っているのに議会が終わってから話を聞きますなんて、私はもう驚きましたよ。二度と市民のほうを見ているなんて言わないでください。漁師の方々は市民なのですから、助けてほしいと言っている声聞けないのですから、もうやめてくださいよ、そういう口先だけのこと。

そして、今すぐに日にちを出してくれと言っても無理でしょうから、まず秘書課を通して日にちを決めてください。漁師の方のお話を聞いていただける時間、議会が終わってからなんて、そんなこと許しませんよ。何を置いても、まずは漁師の方々の話を聞いてください。そして、しかるべき法にのっとって手続してください。それしかないのですよ、だって。

きょう質問しようと思って飛ばしましたけれども、私、開発局にも電話しました。開発局で会議に出たそうですよ、この話。管理するのは小樽市のことですからいい悪いの判断はしませんと言っていましたけれども、会議に小樽市のこの現状の話、出ていましたよ。小樽港湾事務所からも小樽市に話が行っていると思います、電話行っていますよと、私、その方に直接電話して話を聞きました。どういうことだったのですかと聞きましたよ。そうしたら、その方は、今、違法状態で船が係留されている状況を小樽市は知っていますかということで小樽市に電話したのです。どういう必要があるのですかと、港湾事務所が小樽市に何のためにそういうことをしたのですかと言ったら、誰が見ても不適切ですよと言っていましたよ。今の係留の状況、港湾事務所からも電話が入っているではないですか。私、うそ言っていないからね、直接担当の方と話しましたから。

そういう状況においても、今でも議会が終わってから話を聞くなんていう、そんなふざけたこと言わないでください。まずは、秘書課を通してでいいですから、日にちを決めてください。そして、まずはしっかり手続を行ってください。説得するなんて、そんなこと通用しませんよ。参事、4カ月間もこの資料を見る限りでも4回も指導してきているではないですか、Uフック外せと。聞いていないのですよね。もちろん事業者の方にも言い分はあると思いますよ。言い分はあると思いますけれども、その違法状態を解消してからではないと許可なんか出せないのです。それを知っていて許可をしてしまっているのは、これ大きな小樽市の判断ミスだと思いますよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

だから、いつまでたっても、法的に間違っていない、法にのっとって許可をしているなんていうことをいまだに言っているのですよ。皆さんの先輩で産業港湾部にいた方に聞いたら、もう一発そんなのアウトだねと言っていましたよ、許可なんか出せないよと言っていましたよ。もちろん今もう引退されている方ですけれども、そういう見方をされている方がいますので、しっかり手続をとってください。市長、皆さんに、漁業者の皆さんのしっかり話を聞くように日にちを設定してください。

○市長

今、秋元委員のお考えや思い等はお聞きをさせていただいたところでございます。

まずは、何にしても市民目線でもう語るなというお話しされておりましたけれども、私自身はその考えや思いを変えることはありませんし、これからもそのことについては市民目線でやっていくということを伝えていくつもりでございます。

(「どこが市民を見てるんだよ」と呼ぶ者あり)

漁業者の方々はもちろんそうですし、事業者の方々もそうですけれども、皆様市民の方々ですから、その中で…

(「もともと漁業していたのですよ、漁師は」と呼ぶ者あり)

よろしいですか、発言をしても。いいですか。

○委員長

いいです。

○市長

その中でどちらへ寄ってとかということではなくて……

(「あなた達の言っていることはそうでしょう」と呼ぶ者あり)

○委員長

御静粛に願います。御静粛に願います。

○市長

答弁できないのですけれども、よろしいですか。

(「しなくていいですよ、私、答弁求めてませんから」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員の発言、控えてください。

○市長

私は委員長に求めて発言させていただいておりますので。

もう一回整理します。

それで、私としては、事業者寄りだとか漁業者寄りとかではなくて……

(「そうでしょう、だって言っていること」と呼ぶ者あり)

ではなくて、やはりきちんと法があって、それにのっとって……

(「のっとってないって」と呼ぶ者あり)

本当に答弁できませんけれども。

(「しなくていいって、だから」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、本当に御静粛に願います。

(「どの口が法にのっとならなくて言っているのだって、本当に」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員、発言を控えてください。

○市長

よろしいですか。

そのように、その法にのっとってやはり取り組むことによって、最終的にそれは判断されるものだというふうに思っております。今まで港湾室でも、さまざま最初に要請の話があったのは5月の中旬かなというふうに思いますけれども、その間、事業者からもそのような申し入れもあり、また、それに伴う懸念等もあったこともあって、指導はもちろんですけれども、漁業関係者との間にも入って、いろいろと対応してきているところでございます。

ですので、今後においても、私自身としては、市民の皆様の意向であったり、そういうお話を聞きながら必要なことに対してしっかり対応していく、現状においては皆様がそのように不備な点があるのではないかと御指摘でありますけれども、それについては担当としてもしっかりと行い、改善を図って、最終的には漁業関係者の方々、事業者の方々、それにかかわる方々がお互い良好な関係で行い、経済活動等に結びつくことが重要だというふうに思っておりますので、そのような考え方のもとで今後も行っていきたいというふうに思っております。

そして最後に、秋元委員から日を決めてというお話がありましたけれども、御存じのように、やはり議会中になかなかそういうふうに対応できるというのは、私もそうですが、原部・原課としても対応していくのは非常に難しいということもありますので、まずは議会を終えてからその日時等も含めて考えながら、その御意見等、お話が聞ける環境はつくっていききたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

(「午前中だって時間とれるでしょう」と呼ぶ者あり)

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

理事者の入退室がございますので、少々お待ちください。

(「詭弁だな」と呼ぶ者あり)

(理事者入退室)

新風小樽に移します。

○安斎委員

◎高島漁港の観光船事業について

今、市長が法令にのっとって許認可をしていると言っていますが、分区分区条例用途規制一覧表の第3号、担当、読んでください。漁港区、何て書いていますか。

○産業港湾部参事

用途規制の一覧表の第3号ということでよろしいでしょうか。

係留施設、岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場と記載されてございます。

○安斎委員

漁港区でこれ規制されていませんか。

○(産業港湾)管理課長

漁港区では規制されております。

○安斎委員

今までの答弁おかしくないですか。どうやって説明しますか。

○(産業港湾)管理課長

第3号の係留施設につきましては、これは水域に設置されるもので、陸域の構築物について規制されるものであ

ります。

(「今、係船くって、じゃあ何。水面に設置するんですか」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

業者に条件として係船環、これも係留施設なのではないのですか。そうしたら、言っていること、条件がそもそも許認可できないものではないですか。違いませんか。

○(産業港湾) 港湾室長

許可の条件で言っている係船環、これは岸壁のいわゆる附帯施設になります。この一覧表に載っているものは、係留施設そのものの種類を列挙しているものでございます。ですから、係船環は、それぞれの係留施設の附帯施設、船を係留させるための附属の施設という扱いになります。

○安齋委員

今あるところは護岸ではないのですか。

○(産業港湾) 港湾室長

確かに護岸でございます。

○安齋委員

どうやって設置できるのですか。

○(産業港湾) 港湾室長

いわゆる護岸に係留する場合に、やはりいわゆる係船柱とか係船環とかそういった附属の施設をつけないと係船はできません。したがって、係留のそれを市でつけるわけにいきませんので、事業者に係船環とか係船柱に匹敵するものをきちんと設置してくださいと、これを条件にしております。

○安齋委員

その条件はどこに書いていますか。

○(産業港湾) 港湾室長

その件につきましての条件でございますが、まず、申請書の種類といたしましては運河護岸・物揚場護岸登録申請書、これによっていわゆる船を登録し、係船を許可するという行為になります。その条件の中で第 7 号に匹敵いたします。読み上げますが、「小樽市は、登録にあたり、係船柱等」、これが係船環ということです。「の施設を新設しないものとする」小樽市は新設しませんよ。「申請者が係留のために係船環等の造作をしようとする場合は、小樽市と事前協議のうえ、承諾を得てから行うこと」ということで、まず私どもが言っている係船環をつけるというのは、小樽市が係船環をつけませんので事業者でつけてください、そして、この条件の中に小樽市と事前協議の上、承諾を得てからと言っていますので、そういう手続を踏みなさいということで、その条件が該当いたします。

○安齋委員

では、そこはそもそも運河護岸なのでしょうか。

○(産業港湾) 港湾室長

高島の今の該当していますところは、あくまでも護岸という部分で、これは運河護岸ではございません。私どもといたしましては、この許可書で言います物揚場護岸、この物揚場というのが係留施設なのですけれども、この物揚場護岸というのが、私ども物揚場と護岸ということで捉えておりまして、これに該当するというものでございます。

○安齋委員

では、きちんとこの小樽港要覧に、これ枠をかけて記載しているのですけれども、それと整合性合わないので説明をお願いします。物揚場と護岸、別々になっています。

○（産業港湾）港湾室長

港湾の施設、いわゆる港湾施設の分類としましては、物揚場と護岸と別々でございまして、ただいま私、説明したのは、ここで言う申請書にある護岸という概念で登録申請をしていただいているということです。

○安斎委員

では、何で物揚場護岸と一緒にしているのでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

確かに条例本文でも「物揚場護岸」と、点も何もつけないで記述はされております。ただ、私ども運用上は、あくまでも物揚場は物揚場ですし、それから護岸は護岸だということで、確かに先ほど運河護岸というのは、第 1 期運河と……

（「何で運河護岸と分けているのですか」と呼ぶ者あり）

第 1 期運河と第 2 期運河にある護岸を総称して言っているというふうに認識しているのですけれども、また、この物揚場護岸、これ、くっついていること自体が私どもも違和感がありますが、あくまでもこれは物揚場は物揚場、護岸は護岸で、行為として単純に一時的な係留許可ではなくて、あくまでも登録ということで一定期間の使用を認めるということでの登録申請になりますので、護岸の登録という扱いで今般は許可申請を受け付け許可したという状況でございます。

○安斎委員

よくわからない説明なのですけれども、最初、冒頭に私の先日の質問に対する答弁訂正ありましたけれども、もう一度、その部分おっしゃっていただいてもよろしいですか。

○（産業港湾）港湾室長

再度お話しします。

9 月 21 日開催の予算特別委員会で、安斎委員から「護岸は背後用地を守るための施設であり、船舶は係留できません」といっていますけれども、これについてどのように説明しますか」との御質問に対し、港湾室管理課長が「例として、運河ですとか護岸も係留施設として使っていますので、高島についても問題ないものと考えています」と答弁いたしました。小樽運河は、海側は護岸で、山側には護岸のほかに物揚場がありますが、この答弁では説明が不足しており、運河が全て護岸であるような誤解を与えかねないものでありました。そのため、改めて説明を加え、答弁させていただきます。御質問に対しましては、「護岸は係留施設ではありませんが、船舶の長さや喫水などと護岸の延長や前面の水深など、一定の要件を満たせば、管理者の判断で使用が可能となるものです」と答弁を修正し、おわび申し上げます。

○安斎委員

ありがとうございます。

一定の要件というのは何なのかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室長

ただいまの答弁訂正の中でも例として挙げておりますが、船舶の長さや喫水など、それから護岸の延長、それから前面の水深などこれが適合する、いわゆる一定の要件を満たせばということでございまして、今般の護岸、それから船舶につきましての要件を照らしますと、まず、船舶の長さでございまして、12メートルでございます。これに対して護岸の延長は53メートルということで、長さにつきましては十分な長さの護岸延長を有しているということでございます。

それから、船の喫水がマイナス 1 メートルでございます。これに対して、このマイナス 1 メートルの喫水に対してどれだけの水深が必要かということを計算いたしますと、喫水の 1.1 倍が必要な水深になりますが、これで計算しますと 1.1 メートルになります。この 1.1 メートルに対しまして護岸の前面の水深、これについてはマイナス 1.25 メー

トルから 3 メートル現在ございます。船の喫水 1 メートル掛ける 1.1 倍をした 1.1 メートル、これに対して一番浅いところで 1.25 メートルということですので、喫水と水深の関係も問題ないということでの解釈になります。

○安齋委員

今、伺いましたけれども、その要件となる根拠が規則なりで定められていると思いますので、それについてどのどれにぶら下がってそういう規制をかけているのかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室長

国で港湾施設の技術上の基準というものを定めております。その中で係留施設についての何トンの船であれば水深が何メートル必要だよというような簡略的なものもございますが、基本的なその試算になるものが喫水に対して 1.1 倍という基準がございます。

○安齋委員

私はそれを聞いているのではなくて、護岸は係留施設ではないのにそれを定めているものは何なのでしょうかと聞いているのです。今おっしゃったのは岸壁とか係留施設のことなので、この護岸に対する一定の要件というのはどこに書いてあるのかを示してくださいと、今回この訂正があるときにこの根拠について聞きますよとお話したのがそこなのです。

○（産業港湾）港湾室長

基本的に法律等で護岸を係留施設に使ってもいいよと明言しているものはございませんが、過去から運河の護岸につきましても、ここ護岸施設なのですが、それについて国に照会をかけて実際に使わせていいよという許可を得た上で泊めさせたりしておりますし、水深の深いものでありましたら、例えば港町ふ頭の手宮寄りの、今、船を泊めさせておりますが、そこについても国有の護岸になっております。こういうのも国の許可を得た上で係船させております。したがって、先ほど私、技術上の基準ということで水深につきましては 1.1 倍掛けるということでございますが、これはあくまでも係留施設として使おうとした場合、いわゆるその係留施設の規定を準用して使うことが可能だということでございます。

○安齋委員

そこでまた戻るのですけれども、物揚場と護岸が小樽港要覧では分かれて記載しているのに、何で条例上では物揚場護岸と運河護岸とこの二つしか定義していないのかというところに戻ります。物揚場護岸が護岸も含んでいるという、その根拠についてお示しいただきたいと思います。

○（産業港湾）港湾室長

大変申しわけないのですが、私どものこの申請書というか、条例の中で物揚場護岸をくっつけて、先ほども私がお話ししましたが、この物揚場護岸というのが一つのくくりで、一つの単語として規定しているのではない、あくまでも私どもとすれば小樽港要覧にも書いておりますように、あくまでもこれは物揚場と護岸に対する登録の申請書だということで解釈しております、そういうことなものですから、あくまでも物揚場護岸という施設が一つあるのだということではございません。

○安齋委員

では、何で運河護岸と物揚場護岸と書いているのと、小樽港要覧で護岸と物揚場護岸というふうに分かれているのか、その整合性を先ほど来からただしているのですけれども、それについての説明がございませんので、小樽港要覧でなぜこういう表記になっていて、条例では物揚場護岸と一緒にあって、護岸は一個またそれぞれあるのだというふうになるのか、何でその説明になるのかをお示しいただきたいと思います。それであれば運河護岸と書く必要もないかと思いますので、矛盾していると思います。

○（産業港湾）産業港湾室長

確かに小樽港要覧、これはいわゆる港湾法で言っている港湾施設について、全てそういう分類で記述しておりま

す。条例で運河護岸、さらには物揚場護岸、これをいわゆる港湾法で言う港湾施設のように物揚場と、安齋委員は物揚場と護岸と二つだけでいいのではないかというふうに言われていると思うのですけれども、まず、運河護岸という言葉と物揚場護岸、二つになっているのはおかしいのではないかということだと思います。確かにもともと運河ができ上がって総称的に運河にある物揚場と護岸、これらを総称して運河護岸とこの条例で使ったのではないかというふうに私どもは推測するしかないのですが、あと物揚場護岸、これこそ単に点が抜けているだけではないかと思うのですけれども、明確に理由ですとかを、今、説明しろと言われましてもできませんけれども、あくまでも運河の物揚場と実際にこれで登録許可しているのは、運河については運河護岸として運河にある物揚場での登録、護岸での登録という行為をしております。そういうことで考えますと、運河護岸の中で運河については処理しているのかなというふうに考えております。

○安齋委員

その中で高島地区袖護岸というふうに申請場所がなっているので、これがその護岸に入っているという理解だということですのでよろしいですね。

そうしたら後ほど、調べるのに時間がかかるとは思いますけれども、物揚場護岸のところに護岸も入っているというものが過去のものであるのであれば、ぜひお示しししていただきたいと思います。

次に、きょう漁業者から漁業権の侵害だというふうに強い悲痛な訴えを伺いました。先ほど秋元委員も質問されていましたが、いつ説明会をやるのかということですが、私も早急にそれはすべきだというふうに思っております。直接やはり話を聞いて、その対応をしていただきたいと思います。でないと、やはり先ほど来から出ているように、市長の後援会の関係者だから市長の許可があって便宜供与だというふうに言われてしまうので、市長の後援会関係者だからこそ、そういったことをしっかり一つずつやらなければいけないというふうに私は思っているのです。だから、市長からは、ぜひ後援会の方にも、私が市長だからそういうふうに疑いがかけられるのも問題があるので、Uフックの部分だったりとか、きちんとやはり整理してくださいと、そのことをぜひおっしゃっていただきたいと思うのですけれども、市長いかがでしょうか。

○市長

私自身は、原部・原課の対応というのは、どなたが申請されたにしても同じ対応になると認識しております。今回は、そのように個別で誰かということで名前が先行して挙がっておりますけれども、そういうことではなくて、実際にその申請に伴い、法に従ってそれが許可できれば許可をしますし、できなければできない、これが本来の行政の判断であるというふうに私は認識しております。私は、そのような疑いはないと私自身は思っておりますけれども、しかしながら、先ほど来、皆様から御質問されている中で漁業者の方々の不安であったり、またはUフックの御指摘等もあって、それに対しては原部・原課でその時々でしっかりと対応はさせていただいているところではありますけれども、まだ課題として残っている部分ではあると思っておりますので、その改善に向けて市政としてしっかりやっていくことが大事だというふうに思っているところでございます。

○安齋委員

やはり順番が許可あってから指導、違法の状態を知っていて許可をしているというところがやはり便宜供与があったのではないかというふうに疑われますので、それについては市長は、ぜひ認識していただきたいと思います。よろしいですか。

○市長

私も改めて原部等から報告を受けた中で、課題等が許可要件と直結していないという判断のもとでそのように取り組まれたというふうに思っております。課題そのものについては認識はしていたと思っておりますので、それについては指示は行っているところではございますけれども、それと結果的にその許可そのものに対しては要件等に含まれていないという判断で許可をされたという認識をしております。

先ほど来から繰り返して恐縮ですが、Uフックの件または漁業者の心配におきましては許可を出したということとはまた同じ要件にかかわっていることではありますから、それぞれについて市としてしっかりと対応していくように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○安斎委員

次、参事が先ほどの答弁で、港湾計画のことに触れていましたので、これについて伺います。港湾計画では、当該高島地区は何ゾーンと指定されているか伺います。

○（産業港湾）港湾室長

港湾計画におきましては、水産ゾーンとなっております。

○安斎委員

その水産ゾーンとはどういう定義なのかお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室長

簡単に言いますが、水産業の振興や漁船対応施設の確保のための空間という位置づけにあります。

○安斎委員

今回の観光船事業は、このゾーンに適切に対応できているという理解でいいですか。港湾室がそういう理解だということでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

高島地区の水産ゾーンとしての位置づけといたしましては、これに適合しているとは言えない施設になります。

○安斎委員

そもそも港湾計画はマリーナ地区とか若竹地区、いろいろな部分をゾーニングして水産ゾーンだったり交流ゾーンだったりという小樽の将来ビジョンを定めているところなのに、それに反した形での条件許可、施設許可となってしまったことについて、港湾室としては、その将来ビジョンとの兼ね合いでどういうふうに考えていますか。

○（産業港湾）港湾室長

確かにいわゆる港湾計画でのゾーニング、それから将来ビジョンとかといたしましては、あくまでも高島地区は水産ゾーンということで、いわゆるプレジャーボートを本来であれば係留したり航行したりする、いわゆる港を利用するという意味でのゾーニング的には好ましい地区ではないということなのですが、ただ、これは港湾計画そのものが法定計画でありますけれども、あくまでも長期的な観点で港湾における将来のあるべき姿を目標とするという計画でございまして、行政の遂行の目安になる指針的なものという位置づけがございまして、これをもって水産ゾーンだからプレジャーボートだとか観光船だとか利用したらだめよという形の法的な規制、これがないということで今回許可した次第になっております。

（発言する者あり）

○安斎委員

これ、では港湾計画、全く意味なくなってしまうですね。そういう考えでよろしいですか。

（「今港湾計画をつくってるんじゃないの。大変なことだよそれ関係している人たち。ひどいな」と呼ぶ者あり）

○（産業港湾）港湾室長

あくまでも港湾計画そのものは法定計画で、そしてなおかつ指針的なものという性格なものでございますので、法的な強制力はないというしるものです。

ただ、やはり港湾の施設をつくっていくと、いわゆる港湾管理者がその意思をもとに港湾施設、岸壁ですとか防波堤とか、その他もろもろのいわゆる港湾計画に乗っていく施設をつくる、そのためにはそのゾーニングをもとに港湾管理者としては施設計画を立て、実施計画を立て、実際に建設していくという流れになっていくものですから、

確かに民間が港湾施設を整備していくという面もございますが、やはり指針としてそのゾーニング、そして港湾計画、その中の計画事項、これを盛り込んでいくというのが通常の港湾計画の位置づけになるかというふうに思っております。

○安斎委員

港湾計画は、そういうふうにゾーニングしているけれども関係なくて、そういうのは許可しなければいけないという考えだということで理解しましたので、せっかく総務部長と産業港湾部長いらっしゃいますから、小樽市総合計画と小樽市観光基本計画もそうやってつくったけれども、何かあればそのゾーンとかに違反していてもいいやという考えでよろしいですか。

（「そういうことだもんな」と呼ぶ者あり）

（「何でもありか。計画はザル、運用は雑」と呼ぶ者あり）

違反というよりは、そのゾーンと違うとか、反している部分があってもいいでしょうと。

（「何でもありなんですよ」と呼ぶ者あり）

（「ひどいな。めちゃめちゃじゃないですかこれ」と呼ぶ者あり）

○港湾部長

なかなかすぐ答えるのは難しい部分もございますけれども、やはりそれぞれの計画の本来的な趣旨というものは私も考えていかなければならないと思っています。ので、漠然とした答えはなかなかできませんけれども、本来的な趣旨に合った形でやっていかなければならないということだけお答えしたいというふうに思っております。

（発言する者あり）

○総務部長

私も同じですけれども、基本的に大切なことは、やはり決まっていることはきちんとそれに基づいてやっていくということだと思います。

（発言する者あり）

ですけれども、やはりいろいろな時代の流れの中で変化もあるでしょうから、そういったことについては改めていかなければならないということも当然あると思いますので、そういったことには弾力的には対応していきたいというふうには思っております。

（「港湾計画改訂するときは届け出るんですよ」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

総合計画も観光基本計画も国に上げて補助金をもらうとかいう類いではなく小樽市のビジョンとしてやるのですけれども、港湾計画は国に出して、それに沿って埠頭の開発とかもやっていくので、逆にそっちをきちんと遵守していかなければいけないのではないかなと思うのですけれども、室長も大変御答弁厳しいようですからこれ以上言いませんけれども、私としては、もしそれを許可するのであれば、しっかりゾーニングから小樽港はそういうビジョンでいくのだというのを議論してから一つずつ解決していくというやり方が望ましいのだと思っているのですけれども、これについて、私の今の認識について、もしよろしければ御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）港湾室長

今、安斎委員おっしゃられたように、港湾計画、これはやはり港湾管理者として港湾を整備していく指針でもあります。したがって、ゾーニングであれ、本来であれば適切にそのゾーニングに合ったように開発、港湾施設の整備等々をしていかなければならない、これは港湾管理者としての責務だと思っております。したがって、現在また港湾計画の改訂をしようとしておりますけれども、やはり同じようにそういう指針を持ってやっていきたいというふうには考えておりますが、先ほども御説明させていただきましたけれども、あくまでも指針的なゾーニングというのがありますので、なかなか思いどおりにいかないというのも事実ではございます。

(「ひどいな、大丈夫かそんなこと言って」と呼ぶ者あり)

(「いや、許可したのに」と呼ぶ者あり)

○安斎委員

思いどおりにいかなかったのは港湾室ですということは言わせていただきますので、これは先ほど来からいろいろ問題になっていますけれども、これしっかりやらないと、逆に施設をつくった事業者は市が許可したから土を入れたり船をやったりとかしたのだといって損害賠償を求められる。片や漁業者は、漁業者の俺たちに何も相談がない、協定を結ばない、それは漁業権の侵害だといって進んでも死亡、引いても死亡という、もうにつちもさつちもいかない状況になっていますので、やはり市民が安心して暮らせるためにルールを決めて行政サービスをする市役所がルールを守らないでそういった許可をただ指導、指導と先延ばししてやっていくとこういう状況になると思いますので、あしたも経済常任委員会で質問があると思いますが、1日ゆっくり考えて答弁をもう一度改めるなりしたほうが私はよろしいと思います。

(「そんな時間あったら見に行ってください、現場」と呼ぶ者あり)

◎除排雪について

次に、除排雪について伺います。

除排雪ですけれども、先日の質問で過去のおおむね5メートルという基準値にしたときの運搬排雪量について数字をお持ちでなかったのもう一回それを聞きます。よろしくお願いします。

○（建設）雪対策課長

平成27年度の予算で累計降雪量5メートルという形で予算を計上しております。昨年度の27年度は、18年度と19年度の平均が5メートルに近いという形でこの作業量を設定しておりまして、路線排雪量といたしましては、18年度、19年度の平均であります34万立方メートルを計上しております。

○安斎委員

予算を計上しているということで、ごめんなさい、私の聞き方が悪かった。実績はわかりましたっけ、その当時の。

○（建設）雪対策課長

昨年度の予算では34万立方メートルという形にしております。それで、平成18年度、19年度、それぞれの排雪量の実績ということでしょうか。

(「実績。ああ、私が予算のことを聞いていると思って、実績って」と呼ぶ者あり)

済みません。18年度の路線排雪量といたしましては、約26万3,000立方メートルでございます。19年度の路線排雪量といたしましては、約43万3,000立方メートルでございます。

○安斎委員

かなり開きがあるということで、その当時が温暖だったり冷えたから雪がたまったということの条件だとは思いますが、前にもお話ししましたが、やはり基本は34万立方メートルで5メートルの基準に沿ってやっているのであれば、今年も抑制を最初からするという、面的ではなくて箇所的な排雪だというふうに市長はおっしゃいますけれども、そうではなくて、やはりそういった基準を見直していない以上は最初から平成18、19年当時の基準に合わせて34万立方メートルの排雪予算があったほうが現場も楽なのではないかなと思うのですけれども、担当部としてはどのようにお考えでしょうか。

○（建設）雪対策課長

路線排雪の部分を今年度の予算では27万立方メートルとして計上している件でございますが、昨年度の予算時は路線排雪の部分に関しましては34万立方メートルで計上しておりまして、実際に実績といたしましては27万立方メートルでございまして、そのときの降雪量が495センチメートルということで約5メートルでございましたことか

ら、今年度に関しましては、昨年度の実績の27万立方メートルを予算計上のもととさせていただいております。

(「あったほうが楽なんじゃないですかという質問だったのですが」と呼ぶ者あり)

ことしの排雪量につきましては、この予算計上した予算の中で効率よく除排雪を行うことによって、より大きな効果を発現させていきたいというふうに考えております。

(「あったほうが楽なんじゃないですかという質問です」と呼ぶ者あり)

○建設部安田次長

昨年度の路線排雪の予定が34万立方メートルで、今年度27万立方メートルで計画しております。この部分で余裕があったほうがよろしいのではないかと御指摘かと思います。予算の御説明の中でもしていたかと思うのですが、路線排雪に加えて、昨年もそうなのですけれども、除雪の水準の見直しということで4万立方メートルをそれぞれ見込んでおります。ですので、昨年は34万と言っておりますけれども、そのほかに水準の分の4万立方メートルを計画としては持っております。合計として38万という数字になります。その中で27万で終わったという形でございますので、それプラスまた昨年度と同様4万立方メートルを加えて、除雪水準の見直しの分の4万立方メートル、それから話が飛んで申しわけないのですが、主要交差点、今年度から行いますよということで交差点の見通しの確保ということで1万2,000立方メートルの量を積んでおります。これを合わせますと32万2,000という数字になって今回見込んでいる形になっております。27万という数字が、路線排雪ではそうなのですが、実質的には32万2,000でございますので、この数字の中で、定められた予算の中で進んでいきたいというふうに考えております。

○安斎委員

これは、まやかしだと。市長公約を実現するために今までやっていた排雪をしないで、その分浮かせて市長公約を優先すると、そういう予算だという認識でよろしいですね。

○建設部安田次長

いわゆる全体量の数字の中での御判断ということもございます。最終的には昨年の実績プラスアルファを積んでいるという形での予算となっておりますので、その形の中で御理解をいただければと思います。

○安斎委員

住民説明会のときに総体だけ言わないでくださいね、きちんと昨年より27万減らして市長公約で何万で、それで合計同じぐらいになっていますという説明をきちんとしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○(建設)雪対策課長

これから開かれます市民の皆様に対する懇談会等につきましては、昨年度の予算で積んだ排雪量、実績、今年度予算で積んでいる排雪量という形につきましては詳しく説明してまいりたいと思っております。

○安斎委員

昨年は突然中断になったりとかして苦情があったので、その点やはりその分の排雪量だということで、またさらに住民からあると思いますが、しっかり対応していただきたいと思ひますし、足りなかったらまた補正を組めばいいのだという考えよりは、私は最初から担保しているほうがいいのではないかなというふうには思ひますけれども、これは意見として聞いていただいて、ことしのエルニーニョ現象があるときは雪が少ないという話がありますので、どのようになるかまた推移を見させていただきたいと思ひます。

◎人口減少問題について

せっかく人口減ということで項目を挙げているのですが、本会議で市長が教育の部分で、当時、上林教育長だったときに考えを示された高島越後盆踊りだったりとか潮音頭のことを例に挙げて、それが出生率の増加というか、対策の一つだみたいな話をしていました。除排雪もその一つだというふうにお話しされていましたが、それがどういふふうに出生率に影響するのかというところを伺わせていただきたいと思ひます。

○（総務）企画政策室富樫主幹

まず、ふるさと教育の部分でございますが、これについては郷土愛を醸成するのに寄与するというふうを考えておりまして、最終的に居住地を選択する場合など、これ決め手ともなり得るものという認識をしてございます。そういう方がずっと小樽に住み続けたいと、あるいは子供を育てたい、産みたいというふうに考えていただければ、結果的に出生率の向上につながるというふうに考えてございます。

除排雪の件でございます。除排雪の件につきましては、北海道につきましては、特に冬の積雪については課題でございまして、小樽については坂道もございまして道も狭いこともありますものですから、やはり冬期間の不安が非常に大きいものというふうに考えております。冬期間の不安というのは、通勤、通学、通院あるいは買い物といった定時性の確保というようなことでございますので、こういったものを除排雪によって改善することによって、またここも住み続けたいというような市民意識につながるということで、結果的にそういう方がふえれば出生率も向上するという、そういう文脈で考えてございます。

○安斎委員

すばらしい答弁で市長になったほうがいいのではないかと思いますけれども。失礼いたしました。

○市長と総務部・会計課合同のフリートーキングについて

次に、コンプライアンス推進室長が来てくれているので1点だけ、通告しておりましたが、市長がおっしゃっていた研修の部分ですけれども、先日何か市長とフリートーキングですか、そういったことを開催されたので、概要とその結果についてまとめて御答弁いただければと思います。

○（総務）コンプライアンス推進室長

8月31日に総務部・会計課合同のフリートーキングを実施しております。市長からフリートーキングの趣旨や小樽市役所上について話があり、その後、参加者が一つずつ持ち寄ったテーマを話題としながらフリートーキングが進められました。

具体的な内容としましては、職場ミーティング、人事異動、職員の派遣などについての話し合いがあったとの報告を受けています。

アンケート結果としましては8人から提出を受けましたが、満足度につきまして5段階でお尋ねしております。「大変満足した」という回答はなく、「おおむね満足」が1人、「どちらとも言えない」が3人、「やや不満であった」が3人、「非常に不満であった」が1人いらっしゃいました。

（「誰がはっきり書くんですかね」と呼ぶ者あり）

また、主な御意見や御感想ですが、肯定的なものとしましては、「市長が市役所の業務や職員に対してどのように感じているのかを聞くことができた」という意見がございました。また、否定的なものとしましては、「ふだん職員が感じていることを聞いてほしかったが、市長が話したいことについて聞かされる場になってしまった」、また「事前に提出されたテーマに対して参考資料を用意して活発な意見交換を期待していたが、大半が触れられることなく終了し、残念な思いが強くなった」というような御意見がございました。

○安斎委員

市の職員ははっきり物事を言うみたいですね。これを聞いて、市長、最後に一言、研修のことを改革の一つだとおっしゃっていたので……

（「これについて」と呼ぶ者あり）

そう、今の残念だということを含めて。

○市長

フリートーキングについてということで、皆様からお話がありましたけれども、例えば若手職員であったりとか管理職以外の職員とのやはり交流機会をもっともっと設けるべきではないかという御指摘もあったと思います

し、また、私自身もやはりここで働く職員、できれば全員顔が見える関係、名前のわかる関係、それは管理職に限らず私なりにしっかり努力をしてつながっていききたいという、そういう思いもありますので、そのようなさまざまなお話がある中で、このフリートーキングという手法を考えていただいたところでございます。

初めて総務部の職員を中心としてこのたび行わせていただきましたけれども、もともとの目的は、そういう意味では私自身の、市政がかわって、市長がかわって、市長の考えはどういうことなのかお伝えをする場、さらにはなかなか市長と触れる機会がないということで、そういう触れる機会をとということから始まったところでございますけれども、その段取りの中で結果的に参加される職員の方々一人一人全員からテーマをいただくような状況から始まったのですけれども、当然にそれを全部触れられる状況ではない、また、さらには現場をコーディネートしていたことは次長で対応していただくということで進めているところですが、私と次長に事前の当日行う段取りとかが、しっかりと打ち合わせすることができなかったこともあって、その目的が不明瞭な状況の中で進んだのかなというふうな……

(「よくそれで改革と言いますね」と呼ぶ者あり)

いいですか、続けて。

○委員長

はい。

○市長

そのような形で行ったということがあったかと思います。

今お話もありました職員からもアンケートいただいて、それについての意見等もありましたし、実際にやはり行って見て、その目的を果たせなかったりとか、または職員からの御意見等も含めて改善をしなければならないというふうに思っているところでございます。

今後、来春に向けて総務部以外にも各部の職員と行っていく中で、少しずつその精度を高めて、私自身はもちろんですが、参加された職員の方々それがに伴う実りある時間となるようにしていくことが非常に重要だというふうに思っておりますので、今後においてもまずは職員の方々とお話のできる機会をこのように設けていくことで皆様からも御指摘のあった職員、若手職員もそうですけれども、そういう意見とかを直接聞くような場面等も私としてもつくっていきけるようにしたいというふうにも思っておりますし、さらには部ごとに抱えている課題等が私自身もそのことを把握できる、そういう環境にもなっていくとともに、新たな市政になり市長の考えとかがそれぞれの職員に伝えられる、そういうふうな環境もつくっていききたいというふうに思っておりますので、今回はそういう意味合いにおいての1回目ということで、一歩進めたのかなというふうに思っております。今後は2度目、3度目ということで、それが高まるように私も努力していきたいというふうに思っているところでございます。

○安斎委員

私が振ったので随分しゃべっていただいたのですけれども、やはり私が今いろいろお話を聞くと、市長はお話し好きなようで、かなり自分のお話をされるのですけれども、なかなかほかの人の意見を聞かないという姿勢があるようで、アンケートの結果ももっと話を聞いてほしかったというところがそこで、まず自分の意見を言う前にきちんと耳を傾けてあげるというところから入ったほうが職員ともっとコミュニケーションがとれるなというふうに思いますので、それは意見として言わせていただきたいと思います。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6 時18分

再開 午後 6 時38分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高野委員

日本共産党を代表して、平成28年度小樽市一般会計補正予算に反対の討論を行います。

平成28年度除雪予算は、総額13億2,000万円を計上しております。平成28年度の除雪費においては、これまで同様、降雪量おおむね5メートルの気象を想定して計上しておりますが、やはり昨年のような少雪の予算ではなく、平均の降雪量で予算編成すべきであると考えます。

除雪第3種路線における除雪作業強化の試行については実績をもとにするということですが、市民的にはわかりにくい状況でございます。もともと平成27年度予算で除雪路線調査費用を計上しており、2年かけて調査を進める予定だったので、しっかり市民や業者、事業者の御意見を受けとめた調査を進めるべきです。

また、がたがた路面の整正については、平成27年度決算の2,320万円と対比すると平成28年度予算額が2,880万円と560万円増加しています。きめ細やかな除排雪を目指しているもとで、小・中学校付近の道路は昨年少雪にもかかわらず雪山が高くなっていました。やはりがたがた路面の整正に力を入れるのであれば、このような市民生活のところに力を入れ、通学児童の安全や地域生活の安全に力を入れるべきです。

貸出ダンプ制度についても、集合住宅の通路や駐車場などの積雪場の排雪など特例を廃止して、予算額を500万円削減しています。このように、市民や事業者の理解を求めることがやはり必要です。行政を進めるに当たっては、今回もやはり拙速ではないかと考えます。

よって、日本共産党は、除雪費補正予算に反対し、平成28年度小樽市一般会計補正予算に反対します。各党派議員の賛同を求めて討論いたします。

○安斎委員

議案第1号平成28年度小樽市一般会計補正予算について、賛成ではありますが、一言述べます。

一般会計の補正予算25億640万1,000円のうち、市民の皆様の冬の暮らしを安全で快適なものにするための除雪費11億6,660万円が盛り込まれていますが、運搬排雪量が昨年度当初の34万立方メートルより7万立方メートル減らした27万立方メートルで積算され、平成28年単価で換算すると4,360万円減額となっています。

きめ細やかな除排雪と公約に掲げた森井市長ですが、昨年度の少雪を受け、突如、執行率7割をと排雪抑制方針を示し、前年度に排雪作業が入っていた路線に対し、何ら根拠もなくパトロールでの目視の判断で排雪作業を中断させました。平成26年度に排雪作業を実施したのに平成27年度に未実施となった排雪路線は131カ所に上り、対象路線約800カ所のうち市長の方針どおり7割しかしませんでした。この突如の抑制方針と排雪作業中止に対し、市民からの苦情は多く出されました。少雪であったため除雪依頼件数は大幅に減少していますが、排雪依頼件数については、昨年度と気象条件が類似している平成18年、19年との比較で18年が147件、19年が264件で、昨年度は第1回定例会予算特別委員会初日の数字で339件と、倍以上になっています。明らかに市長の排雪抑制方針と排雪作業の中止によるものであります。

また、その平成18年、19年当時は少雪ではあったものの排雪作業の中止はせずに対応し、5メートルの基準となる当時の予算も34万立方メートルで積算されていました。これらを加味すると、今回計上された除雪費のうち除排雪業務委託料6億7,670万円の積算根拠となる運搬排雪量が昨年度の少雪で排雪作業を131カ所も中止した実績の27万立方メートルとなっていることは、市長公約であるきめ細やかな除排雪とは真逆で、市民の皆様の冬の暮らしを

安全で快適なものにするためとは、ほど遠い減額予算となっています。

限りある財源の中で最少のコストで最大限の成果を上げる考えは必要です。しかし、天候を相手にしたこの除雪費においては、最初から昨年度の131カ所も排雪作業を中止した実績で運搬排雪量を積算することは妥当だとは言えません。もしも昨年度のような少雪でなかった場合、すぐに予算が底をつき、そのための対応により作業のおくれが懸念されます。それ以上に森井市長は除排雪に固執し、除雪対策本部の協議の中に入り意見を出すなどし、作業への過程で時間がかかり過ぎています。予算が足りなくなったら補正予算を計上すればいいという考え方もあるでしょうが、それでは最初から最低限の排雪作業分を盛り込んでおくべきであります。その上で少雪であれば、しっかり市民の皆様に説明責任を果たし、排雪抑制などの手段をとるべきです。そして、毎年毎年制度を変更するのではなく、昨年度予算をつけた市全体の除排雪体制の改正に向けた調査業務をしっかり行い、ステーション体制をどうするのか、対象路線をどうするのか、庁内議論とともに議会議論をして決めていく必要があると考えます。

本来ですと4,360万円増額の修正予算を提出したいところですが、予算特別委員会で提出できても2人会派では本会議では出せないということがありますので、今回は賛成といたします。これまで述べた意見として申し述べさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり非常に熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、中村誠吾副委員長を初め委員各位と、理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分に尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。

当委員会は、これをもって閉会いたします。